

Title	中世歌合諸本の研究(五)『水無瀬釣殿当座六首歌合』・附校本
Sub Title	Study of medieval poetry contest records (5) : the Minaseturidono Touzarokushu Uta-awase
Author	佐々木, 孝浩(Sasaki, Takahiro)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	2001
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.36 (2001.) ,p.349- 402
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	平澤五郎名誉教授追悼記念
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-20010000-0349

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中世歌合諸本の研究（五）

『水無瀬釣殿当座六首歌合』・附校本

佐々木孝浩

はじめに

前稿で正治二年（一二〇〇）に催された『仙洞十人歌合』に

ついて考察を行った際に、諸説あるその判者について、やはり表現や内容面からしても俊成だと考えるのが穏当ではないかと私見を述べた。その後既に丸谷才一氏が『後鳥羽院』（筑摩書房、昭48）の「へにける年」の中で、「文体から推してたとえ俊成ではあつても上皇の判詞ではあるまい」と述べておられるのに、今更ながら気付いた。それでは、後鳥羽院の判詞の文体とは如何なるものであろうか。本稿はその問題を直接の課題とするものではないが、それを検討する為の基礎固めの意味も

込めて、後鳥羽院が判詞を執筆したことが確かな歌合の初例である『水無瀬釣殿当座六首歌合』を対象として、校本を作成し、諸伝本の書誌的事項を整理しておきたい。

一 概要

ア 次第

本歌合に言及した先行研究は少なくないが、改めてその次第を確認しておきたい。

ここでも主たる資料となるのは『明月記』である。この歌合が催された建仁二年（一二〇二）六月を含む夏記の自筆本は冷泉家に現存し、既に『冷泉家時雨亭叢書』に影印されているも

の、後鳥羽院の歌が記されているはずの五日条が切り取られて失われている。よって以下では自筆本に拠りつつも、五日条は国書刊行会本で見えていくことにしたい。

後鳥羽院のこよなく愛した水無瀬殿は、院の寵臣であった土御門内大臣通親の別業であったものが、院に献じられたものと考えられている⁽²⁾。院は正治二年(一一〇〇)正月十二日の方違で用いたのを初例として、以後次第に頻繁に通うようになり、定家もこれに供奉することが多かった。

建仁二年(一一〇二)になると毎月のように御幸があり、五月二十八日からの折にも定家は人数には加えられたが、「遙入見参」⁽³⁾ っただけで退下し、「相励無益之身、奔走貧老之身、病与不具、心中更無為方」等と愚痴をこぼしている。淀川水系の名物とはいえ、院の水無瀬御幸には遊女や白拍子の歌舞音曲が付き物で、歌人定家が出る幕はなく、六月二日も「遊女如例参上、郢曲了退、次白拍子於女房御簾前舞」等といった有様であり、無聊の定家は早々に退下して、病気がちに加えて、前日とこの日とで京との間を往復したことにより疲労した体を休め、都の妻子を思い出すのみであった。

ところが、翌三日例の如く午の刻に参上すると、院近臣で和

歌所の開闔に任せられた源家長を通して、院からの六首題を記した紙一枚を示され、即座に詠進することを求められる。歌を案じているところに院の出御があり、いつもの如く遊女も着座する。まもなく定家は家長に召されて歌を提出した。それ以前に、「内府被見歌、又被見愚詠」とあるのは、状況が良く把握しづらいが、後に本歌合の後鳥羽院詠が『新古今集』に撰入された際に、「水無瀬にて、をのこども、久恋といふことをよみ侍りしに」(一一〇三三)との詞書で収められていることからしても、久保田淳氏も『新古今和歌集全評釈第五卷』(講談社、昭52)の一〇三三番歌出典で述べておられる如く、内大臣通親も同席していて同じ題を詠んだことを意味しているのである。やがてやはり早くから院に近侍していた藤原清範がやってきて、「殊宜之由」沙汰があったことを教えられ、また暫くして、御製が出来上がらないので明後日に沙汰がある旨を伝えられている。院も当座に詠じて定家に見せたかったことが窺えるが、通親にも詠ませていることからすると、当初は二人だけの歌合とするつもりはなかったであろうか。

四日は特別なこともなく、五日に参上すると、予告通りに清範から御製を示され、一見の後返上せよと命じられる。「拝感

之由」を奏した定家は、その気持ち裏付けるかの様に、五つの題と不完全ながらも四首の歌を日記に記し留めており、特に後に『新古今集』に入集する久恋題歌は、印象も強かったのか唯一完全な形で記して「此題殊以殊勝々々」と評してもいる。それ以上の個人的な感想は記してはいないが、いよいよ自分の出番が回ってきたことは、連日の雨模様の中で唯一心の晴れ間を見た思いがしたのではないだろうか。

翌六日の夜にはとうとう洪水になり、七日には御所まで浸水したが、院は恐れるどころか舟に乗って遊覧するありさままで、ようやく還御したのは十三日のことであった。

十五日に一旦参院の後、八条殿に参じて九条兼実の四男である右中将良輔に面会していたところに、家から使いが来て清範が探しているというので、再び参院したところ、「此一巻」を定家に見せるよう仰せがあったという。その一巻というのは、水無瀬での六首に御製が番えられて更に勅判が加えられたものであり、定家は「面目過分畏申之由」を伝えて退出した。自筆本『明月記』の上欄に屢々見られる自筆の見出しにも、「水無瀬愚哥被御製御判面目事」と定家はあらためて記しているが、この一巻を目にした時は水無瀬随同行の辛さも報われた思いがし

たことであろう。

だが一体何時の間に、院は歌合を仕立てたのであろうか。後述するように、本歌合の伝本には岡山大学附属図書館池田文庫蔵本の如く、「歌合建仁二年六月十二日於水無瀬釣殿御當座有此事」との内題を有するものがあるのだが、この「十二日」とは一体何を意味しているのであろうか。またその伝本には、講師と読師までもが明示され、それぞれ「権中納言藤原兼宗卿」「侍従藤原行能」と記されてもおり、加えて末尾に「同十二日行能清書也」とまであるのである。このことよりすれば、六月十二日に披講があったことになるのだが、『明月記』の同日条には院が「宇治山方」に狩に出たことが記されるのみで、また定家も水無瀬殿の留守役を務めてもおり、披講については何らの言及もない。また、兼宗は確かにこの時従二位権中納言だが、行能は公卿補任の尻付によれば、前年の建仁元年正月六日に叙爵し、元久元年（一一〇四）十月二十六日に宮内権少輔に任じられたとあるのみで、その生涯で侍従に任じられたことは確認が出来ない。また、「同」が建仁二年六月を指すのかも確定できないが、そうだとすると、如何に入木道で知られた世尊寺家の出身であっても、院への近侍も確認できず、清書を行うのも不自然であるといわざるを得

ないであろう。この様に十二日説には確たる根拠を見出すことはできないので、結局久保田氏が『新古今和歌集全評釈』で御推測の如く、歌合形式に仕立てられたのは、「十三日の帰京後、十四日頃のこと」と考えるのが穏当であろう。

以上が主として『明月記』より知られる本歌合成立の経緯であるが、定家の当座題詠を自歌と番え、歌合として判詞を加えることについては、一切定家に相談することもなく、あくまでも院の一存で行われていることは注意して良いであろう。この問題に関しては形式や意義に関連して後に改めて検討してみたい。

イ 呼称

先に引用した「歌合建仁二年六月十二日於水無瀬釣殿御當座有此事」との内題を有する伝本は少なく、また割書部分は注記的なものであつて、これが本歌合の通称とはなりがたいことは明かである。新編国歌大観の底本となった国文学研究資料館蔵本の内題は、「水無瀬殿釣殿當座六首哥合 建仁二年六月日」とあるのだが、「建仁二年六月（日）」との注記の位置や有無を無視すると、前半部分が「水無瀬河釣殿」あるいは「水無瀬釣殿」等とある伝本も多く、些細な相違ではあるが、必ずしも統一した呼称で流布していな

かったことが窺える。多くの歌合同様、当初から正式な命名等はなく、流布の過程で識別の為に仮に附された名称が、並存したり、変化したりしながら広まっていたものと考えられるのである。本歌合の場合は、旧来の流布本であつた群書類従所収本が「水無瀬釣殿」とあつた為もあつてか、『和歌文学大辞典』『和歌大辞典』『和歌文学辞典』『国書総目録』等ではその形で立項されており、研究史的にもその名称が一般的に用いられている様である。またこの題が、諸伝本中でも有力なことからも、本稿もそれに従つておくが、この釣殿は独立したのではなく、あくまでも水無瀬殿に附属した建物であるので、最も正式には資料館蔵本の如く「水無瀬殿釣殿」とあるべきなのであろう。

さてここで、その水無瀬殿釣殿という建物と本歌合の呼称の関連について簡単に確認しておきたい。『明月記』では本歌合に関する記述に「釣殿」は登場しないのだが、『後鳥羽院御集』には「同六月水無瀬釣殿御歌合」、「拾遺愚草」では「建仁二年六月、みなせ殿のつりどのにいでさせ給うて、（にはかに）六首題をたまはりて御製にあはせられ侍りし中に」（「にはかに」は恋部）等と詞書に見えており、特に後者からすれば、六月三日に定家が題を賜り当座で詠進した場所が、釣殿であつたと考

えられる。

水無瀬殿の釣殿は、『明月記』建仁元年三月十九日条にも「御船着釣殿」下御御弘御所」等と見える如く、船の発着場としての役割も有していたことが窺われる。また同二年二月十四日条には、「赴鳥羽乗船、参水無瀬殿、於東釣殿辺着水干」とも見え、東釣殿の存在が確認できるのだが、あるいはこちらは身分の低い者の船での出入り口であったのかもしれない。釣殿という建物自体、開放感があり眺望にも優れたものであるが、水無瀬川に面したこの釣殿は尚更であつたらうし、水無瀬殿中でも最も納涼に適した場所であつたと考えられる。

六月五日に定家が御製を見せられた場所も不明であるが、後述するように院は隱名を用いてもいるし、当初は当座に詠み込まれた様でもあり、院としては仮構ではあつても、両名が会した当座歌合として仕立てたかつたものと思われる。そしてその会場として、題が下された水無瀬殿の釣殿が想定されていたのではないだろうか。『拾遺愚草』の詞書を知っていれば現存諸本の内題が生み出されるのも難しくはないものと思われるが、何れにも「当座」と明示されていることの重みは、十分に尊重すべきであらう。

ウ題

本歌合の六題は、「河上夏月・海辺見螢・山家松風・初恋・忍恋・久恋」であり、当季の夏題三首、恋題三首という構成になっている。「山家松風」題は一見雑の題ともとれるが、後述する様に季題として意識されている様である。季題は四文字・恋題は二文字に統一されているが、これは目新しいことではない。唐突の出題であること、隱名とはいえ、院の歌と番えられて歌合に仕立てられることから、勅判が下されることに至るまで、総てが定家の与り知らぬことであつたことからすると、この出題も院自身の手になるものであつた可能性が高いのではないだろうか。

続いて個々の題について、その出題歴や性質を確認しておきたい。

「河上夏月」題は、構成からすると秋の題である「河上月」を夏季にずらしたものと見えよう。「河上月」の先例ならば、『続後撰集』に権中納言長方歌があり(三三九・但し『長方集』では「月」とのみ)、『玄玉集』の信定法師の詠(一九九)等を確認できる。「河上夏月」での確実な先例は見出しがたいものの、『如願法師集』に同題での「きぶね川みづのしらなみたち

かへりたまちる月にあきや来ぬらん」(四六二) 詠が存している。これは「日吉社御歌合に、夏松を」に続くものであるが、題の文字数からしても同じ会のものではないであろう。先後関係は不明ながら、秀能のこの歌が納涼題として詠まれていることを、夏と河との組合せからして当然のことではあるが、一応確認しておきたい。

またこの題が案じられる際の先例としては、『隆信集』(寿永百首家集)の「白川にて人人歌合し侍りしに、水上の夏月といふ事を」(三三三)に端的に窺える、所謂歌林苑歌会での出題を挙げることができるのではないだろうか。この題は『月詣集』重保・実家詠(四五七、八)を始めとして、林葉・頼政・風情・頼輔等の諸家集にも確認でき、かなり大規模な会で詠まれたものであることは疑いない。この「水上夏月」を元に、より水無瀬に相応しく「河上」としたとも考えられよう。

「海辺見螢」も確たる先例を見出せないが、これは四文字に統一するために「見」を加えたのだと考えれば、「海辺螢」題とはほぼ同意であり、この形ならば、『清輔集』(八三)や『教長集』(二八六)に認められるのである。海と螢の取り合わせはあまり自然なものでもなく、比較的珍しい題でもあり、この例

が意識されていたものであろうか。

「山家松風」題は特に珍しい題である。『如願法師集』に「和歌所御歌合に、山家松風」との詞書(八三九)が見えるが、これは元久元年(一一〇四)の「春日社歌合」における「松風」題のものである。また嘉禎三年(一一三七)の跋のある『栴葉集』に、「二条僧正のみかの原の山庄にて、山家松風といへる題、一門緇素よみけるに」との詞書のある、法印親縁と同公縁の詠(五三八、九)が見えるのだが、これらが「神祇附賀祝」部に配され、「山かげややほよろづよをまつのとにふきつたへたるいへのかぜかな」、「ちよふべきやどのしるしときこゆなりよはひにかよふにはのまつかぜ」と、無季の歌として詠まれていた点は、大いなる相違として注目して良いであろう。後鳥羽院は定家の詠み振りに合わせた可能性もあるが、定家詠は「夏のこなたにかよふ秋かぜ」と明確に夏歌として詠じられているのである。これが特異なことであったことは、院と定家の詠を収める『類題和歌集』『新類題和歌集』等後世の類題集でも雑部に配されていることから窺えよう。

もつとも、定家の詠みぶりは、『千載集』に見える「松風秋近」題(親盛・二二〇)等の存在を意識したものとも思われる

し、本歌合の直前、五月二十六日に催され、定家も参加した「鳥羽城南寺影供歌合」でも、「松風暮涼」題が出詠されており、その印象も強かったのではないだろうか。更に、『後葉集』には単に「松風」とある題で、「ゆふされば松風さびし山ざとの秋の暮をも問ふ人もがな」（山里にて歌合し侍りけるに、…・為業・一九三）と秋の歌に詠じた例もあり、催しの季節で詠んでも差し支えない題と認識されていた可能性もあろう。

恋の三題は皆基本的な題と評せようか。ただ「久恋」は「初恋・忍恋」に比較すればやや珍しくはあるが、建久六（一一九五）年の「民部卿家歌合」でも出題された先例がある。

後鳥羽院歌壇成立間もない正治二年の院主催の歌会や歌合では、恋題が出されない傾向を（一）（二）稿で指摘したことがある。この傾向は院が参加していた通親邸でのほほ月次で催された影供歌合にも認められるようであるが、この影供歌合の主催者が通親から院主催に移る頃から、恋題が交じるのが通例となっていく。通親の最後の主催は建仁元年三月十六日であるが、院が同月二十九日に催した「新宮撰歌合」では十題の内に僅か一題ながら「遇不逢恋」が出され、四月三十日の「鳥羽殿影供歌合」では三題中に「忍恋」が存しているのである。以後、こ

した基本的な恋題が加わるのが恒例となると、今度は比較的短期間の内に同じ題が重出するという傾向が認められる様になる。

本歌合の恋三題に限っても、「初恋」は元年八月三日の「和歌所影供歌合」と同年十二月二日の「鳥羽殿影供歌合」で、「忍恋」は元年四月二十日と二年二月十日の「和歌所影供歌合」、「久恋」も元年八月二日に出されるといった具合で、何れも一年以内の歌合での出題が確認できるのである。これはやはり意識的なものと言わざるをえず、恋題を本格的に学び始めた院の為かあるいは院自身の意図で取られた措置だったのであろう。今深く追求する余裕が無いが、今後検討すべき課題ではあろう。こうした恋題の傾向を確認すると、季題にもこれら影供歌合との出題の共通性が浮かび上がって来るのである。正治二年十二月二十六日の「海辺歳暮」、建仁元年正月十八日の「山家残雪」、三月十八日の「水辺躑躅」と「山家暮春」、四月三十日の「海辺夏月」、十二月二日の「山家暮（夕）嵐」、二年二月十日の「海辺霞」、五月二十六日の「松風暮涼」といった具合に、「夏月」・「海（水）辺」・「山家」・「松風」等の要素が一致するのである。影供歌合はほほ月次で催されていたので、それだけ出題数は多くはなるのだが、影供歌合同士で重出された要素と

本歌合の題のそれとが共通するのは、建仁期の院主催の歌合において好まれた要素であると、認定することも許されるのではないだろうか。「海辺」「河上」等とあると、夏の水無瀬殿での出題に相応しいものだと考えてしまいがちであるが、そのみで出題された訳でもないらしいのである。

以上の情報のみで出題者を明らかにすることは出来ないが、傾向に合わせれば容易な出題であり、先に推測した様に院が出題者と考えることに、少なくとも抵抗を生じさせるものではないとは言えようか。

Ⅰ 結番形式と成績、付隠名作者

本歌合は出詠者が二人のみのであるから、特別な結番方法が採られているわけではないが、峯岸義秋氏『歌合の研究』（三省堂、昭29）にも「定家を賓客のやうにあつかつて一番の左に位置せしめてゐるのは、後世の連歌や俳諧において、賓客に発句を詠ませてゐる先蹤として注意される」との指摘もあるように、定家が左に配されていることは一応注意してよいであろう。

この問題は、院が親定との隠名を用いていることと当然無関係ではありえない。後述するように、院が実在する近臣の名を借りていることは明らかであり、その人物になりきっているの

であれば、時に従五位上左馬頭であつた親定が、正四位下左近衛権少将である定家に左の位置を譲るのも自然なことであろう。またあくまでも仮の名だと認識していたにせよ、建仁元年二月の「老若五十首歌合」の様に身分を越えて年齢を尊重したのであれば、時に四十一歳であつた定家は左、二十三歳であつた院は右となるのも不自然ではない。これらからすれば、定家が左であることは必要以上に注意すべきことではないのかもしれない。

それよりも注意すべきはやはり、院がこの二人だけの歌合を思い立った理由であろう。たとえ水無瀬での徒然を紛らわす為の単なる思い付きであるにせよ、それが何故に定家と二人きりの結番でなければならなかつたのか。樋口芳麻呂氏は『後鳥羽院』（集英社、昭60）の中で、「定家の歌がすぐれていたので、院は定家とふたりきりの歌合を試みた場を空想して仕立て、定家に示したのかとも考えられる」と述べておられるが、いまましその理由を追及してみたい。

院は既に建仁元年十一月三日に定家を勅撰撰者の一人に任じており、自身主催の歌合や歌会でも殆ど講師を勤めさせていること等からも、当然のことではあるが、院が定家を歌人として

高く評価していたことは疑いない。

また本歌合までの歌合において、院が定家と番えられた番数を数えると、現存し勝敗がはっきりするものに限っても、正治二年中では九月三十日の「院当座歌合」と十月一日の「仙洞当座歌合」での各一番、「仙洞十人歌合」での三番と「老若五十首歌合」での十番があり、建仁元年では三月十六日の「通親亭影供歌合」と四月三十日の「鳥羽殿影供歌合」での各一番、それから八月三日の「和歌所影供歌合」での六番と八月十五夜の「撰歌合」での一番が確認でき、都合二十四番となる。

同様な調査をして数が多いのが、忠良の十五番・慈円（隱名安成を含む）と家隆の十四番といったところであるが、彼らは皆「老若五十首歌合」での各十番を含むために一見多く見みえるのであり、この歌合を除けば、良経・有家の四番でも目立つ数であると言えよう。定家も「老若」の十番があるとはいえ、その結番数はやはり傑出していることが判る。これが偶然の傾向であるとは考えがたく、たとえば、隱名歌合や乱合が多い中であって、建仁元年八月三日の「和歌所影供歌合」で六題の各一番で番えられていることが象徴的であるように、そこに院の意志が働いていると考えることも許されるであろう。

ところでこの院と定家の二十四番の戦績を、形式や判者の違いを無視して数えると、院の十六勝四敗持四となる。同様に忠良とが十五番中十二勝一敗持二、家隆とが十四番中十勝三敗持一であり、そこに大きな傾向の差は認めがたい。御製に負けが少ないことは当然と言えば当然であるが、建仁元年八月三日の「和歌所影供歌合」の対定家の六番が院の五勝持一であるような、結果が判り切った歌合から時に離脱してみたいと、院が考えることもあつたのではないだろうか。

本歌合の六首は当座題とはいえ、院の詠出は遅れてしまったので、既にある定家の歌を確認した上で追詠する形となつてしまった。恰も挑むような形を歌合とするのが相応しいと考えて仕立ててみて、それを適正に判定しようとすれば、結局自身の信ずる所に従つて判を下すしかないとでも考えたのであろうか。そうなると、やはり院の立場のままではなにかと制約が多くなるので、建仁二年五月二十六日の「仙洞影供歌合」等でも既に用いていた親定の隱名を用いたのであろうか。

親定の隱名については、田村柳壹氏が「二人の左馬頭親定―後鳥羽院が身を「やつす」ということ」『和歌文学の伝統』（角川書店、平9）において、詳細に検討されており、「治天の君

たる後鳥羽院が実在する近臣の名を借りるといふ所為は、帝王が実在の臣下に我が身を「やつす」ということを志向したに他ならざ、「その「やつす」といふ行為は、隱名といふ和歌行事における形式上の習慣的行為や貴種流離といふような文学想念の次元のものではなく、当代和歌の詩法に依拠した創作詩としての表現行為に対する自覚に根ざしているものであり、それが同時に和歌といふ場Ⅱ院歌壇に集う歌人たちに心象の次元で連帯意識を抱かせる因子になったと考えられるのである」と述べておられる。

田村氏の整理されている、院が親定名を用いた歌合（二年五月二十六日仙洞影供歌合・九月十三日水無瀬殿恋十五首歌合・三年六月十六日和歌所影供歌合）と、その使用時期を挟み込む、院の名が「女房」となっている歌合との形式の違いなどを検討しても、俄には特別な差異は見出しがたく、その成績についても、本歌合を除くと両者共に圧倒的に勝ちが多く負けが極めて少ないことは共通しており、隱名の使用に特別な意味や目的を認めがたい。

ところが、本歌合に限っては六番中に院は一勝三敗持二であり、自判に拠るとはいえその成績の差はあまりにも大きい。定

家を左に配することや、こうした判定を下すためには、やはり形式的なやつしの「女房」ではまずく、実在もする隱名「親定」を用いざるを得なかったのではないだろうか。

その実在の親定は、建仁二年正月四日の水無瀬御幸にも供奉している様に、院に近侍していることが多く、実は六月十二日の院の鷹狩中の水無瀬殿の留守役中に、定家と共に「左馬頭」親定の名も見えている（以上明月記）のである。これならば「やつし」としての機能も万全だったであろう。この様な状況からしても、本歌合ほどこの隱名が有効に機能した歌合は他にないのではないだろうか。

ここまで徹底して仮想の当座歌合を仕立てたのは、先述した如く、自身の目で定家の歌と自分の歌とを比較してみたいと考えた故でもあるが、軸装したそれをわざわざ定家に見せていることからしても、定家に親愛と信頼の情を示したかったが為とも考えられよう。建仁元年八月三日の影供歌合でも六番総て院と結番されたことを、定家は「道面目也」と日記に書き留めているが、この時も二人だけの歌合でしかも御判を得たことを、「面目過分畏申之由」と使者となった清範に伝えているように、その気持ちは定家にも十分に伝わっていたものと思われる。

る。

それにしても、二人だけの歌合という形式は院が独自に考え出したものなのであろうか。自身が満足し、気持ち定家に伝えるだけならば、こうした形式が採られるのも自然なようではあるが、古筆切として現存する「通具俊成卿女歌合」（新編国歌大観第十卷所収・四季のみの五十番）の如き、夫婦二人の詠作を左右に配して結番した歌合が存在することは一応確認しておきたい。この歌合は成立に諸説あるものの、そこからの『新古今集』入集歌も確認できることからしても、新古今編纂の過程で院の知るところとなった可能性もあろうか。

オ 判及び判詞

前稿で「仙洞十人歌合」の勅判説に対する疑義を提示したが、これに従えば、本歌合は後鳥羽院勅判の初例ということになる。以下に本歌合の判詞の特徴を確認して、そうした要素が「仙洞十人歌合」にも共通するものであるのかを確認してみたい。本歌合で院は自詠に対して、一勝三敗持一の判定を下している。最終六番で「右哥雖無指事又無咎也、一番などは可勝歟」と、遠慮がちに自歌に勝を与える様は、親定の立場を堅持しているかの様でもあるが、この隱名を用いていない、同年九月二

十六日の「若宮撰歌合」でも、「愚歌五首中勝字二首、頗貽後見嘲歎」と最終番の判詞に記しているし、ずっと後年の嘉禎二年（一二三六）七月成立の「遠鳥御歌合」でも、自身の成績を一勝三敗持六とし、やはり自歌の最終番で「あひかまへて一番は左の勝と申すべし」とも書いている様に、勅判であつてもやはり判者としての謙虚な立場を貫いているのである。これに対し、「仙洞十人歌合」では三勝五敗持二と負けの方が多いものの、三勝して何も記されていないのとは、大きな差異と言わざるを得ないのでないだろうか。この点は、少なくとも単独の判ではないことの証拠となりうるものと考ええる。

更に特徴的なのは、最初の一番を手にしていることである。

この他にも院は、元久元年（一二〇四）十月二十九日の「石清水若宮歌合」の一番判詞で、「俊成入道などが申し侍りしは、左すこしよろしう侍り、もしはおなじほどにも侍るをば、かならず左を一番にかたすべし、もし左おとれぬさまならば、持とすべきと申し侍りき、かならずしもあるべしとはおぼえず、此番は勝負なきだんにてや侍らん」と述べ、やはり「遠鳥御歌合」でも「一番の左は、おほく勝つことに侍れども、…しかはあれども、猶一番の左にことよせて、殊更勝負を判ぜざるなり」

として、各々左の自歌に勝ちを与えず持としているのである。加えて自歌に関するものではないが、建仁二年九月の「若宮撰歌合」でも俊成卿女と定家の一番は持とされている。本歌合で左に位置する定家に勝ちを与えないのは謙遜的ではないかもしれないが、一番左の勝ちに拘らない点は、如何にも勅判らしい傾向であると言えようか。

続いてその内容面であるが、判詞から窺える院の歌論については今詳細に検討する余裕はないので、院の判詞の表現について簡単に確認しておきたい。

本歌合の判詞の表現を検討していくと、それ程特異な表現という訳ではないが、院の勅判に目立つ表現が存することに気が付く。例えば、一番の「しばらく持などにや侍るべき」との表現は、「若宮撰歌合」三番に「しばらく持なんどにてや侍るべき」とあるし、「遠島御歌合」の九番にも「しばらく持と申すべし」とあり、同じく四十一番にも「しばらく持とすべし」とあるが如くである。

この様な例としては他に、五番の「返々をかしくこそ侍れ」があり、「若宮撰歌合」の十番で、「返返をかしく侍り」とあるのと似ている。二番の「こひねがふべきにもなかるべし」との

表現も、「石清水若宮歌合」八番に「こひねがふべきにあらず」「遠島御歌合」四十七番に「こひねがふべきさまにしもあらず」等とあるのと共通するものであろう。

また三番の「あながち」は院の独自の用語ではないが、「若宮撰歌合」一例（二番）、「石清水若宮歌合」二例（四・八番）、衆議判で判詞を執筆した建保三年（一一二五）六月二日の「院四十五番歌合」二例（十七・二十七番）、「遠島御歌合」三例（四・六・三十二番）と、院の判詞の慣用語であると言える。因みにこれは「仙洞十人歌合」でも一例（二十七番）が存している。この他に四番の「いかさま」も、「石清水若宮歌合」と「遠島御歌合」に各一例（十一番、三十三番）が認められるのである。

この様に、時を隔てても院の判詞が少なくとも表現上では共通性を保っていることが確認できるのであり、やはり「仙洞十人歌合」は用語面でも異質であると評することができるであろう。

以上述べて来たように、本歌合は六番十二首のささやかなものながら、後鳥羽院が隱名を用いていることや、出題の傾向等、

建仁期の院主催の歌合の諸特徴を良く備えた歌合であると言え

よう。久保田淳氏は『新古今和歌集全評釈』の一〇三三番歌出典中で、「遊女や白拍子に圍繞され」、「洪水の危険が迫り、離宮も浸水した」中で歌が生み出されたことについて、「新古今時代の院の詠歌の場を具体的に語るものとして、この歌合は見逃せない」と述べておられるが、一種架空の当座会で、定家を左に据えて、やつした隠名で出詠し判まで下すというあり方は、極めて遊興性の強いものであり、やはり後鳥羽院歌壇における歌合、ひいては和歌の役割を検討するには重要な材料となるものであろう。

また複数いた可能性のある詠進者の中から、定家だけを選んで結番している点は、この時期の院の定家に対する気持ちや評価を窺わせる貴重な資料でもあろう。

本歌合からの勅撰入集は一首のみであるが、後述するように伝本も少なからず存することや、その中で種々の歌仙歌合や名数和歌類等と合写された一群が存していることは、本歌合が新古今時代を象徴する秀歌撰に近い存在として受容されていたことを窺わせているのではないだろうか。定家と後鳥羽院のみとの歌合は後世の歌人達にとっても、興味深い存在だったことであ

らう。

二 現存伝本

『中世歌合伝本書目』に掲載の本歌合の伝本は、群書類従本を一本と数えて二十三本である。本稿ではこの内、現在所在不明な谷山茂氏旧蔵本二本と古典籍下見展観大入札会目録（昭和六十三年十一月）所収本^⑦を除き、小林強氏より貸与を受けた今一本、川上新一郎氏より御教示をえた香川大学附属図書館蔵本、国文学研究資料館のマイクロフィルムにより確認できたスウェーデン王立図書館蔵本を加えた二十三本を対象としたい。

以下に各々の書誌を記し、後に考察する本文以外の特徴等について整理しておきたい。

水府明德会彰考館文庫蔵『新撰菟玖波集作者部類・十二類歌合』（巳一七）所収本

合二冊（略称「作」）

許可が得られず原本未見。国文学研究資料館の紙焼写真によつて本文の確認をした。

現状は枡形の袋綴。紙表紙（縦横共に約一七・五糎）。左肩の大きめの題簽に「新撰菟玖波集作者部類／十二類歌合」と墨

書。内題は①「新撰菟玖波集作者部類次第不同」・②「詞合」建仁二年

六月十二日於水無瀬殿釣殿御當座有此事「題作者一覽を挟んで「水無瀬殿釣殿當座六首哥合」建仁二年六月」ともあり）・③「十二類詞合」・④不明。①

とそれ以降は合綴されたものらしく、①の料紙は高さがやや低く、また間紙がはつきり見えるので薄手の紙なのであろう。②以降は途中で綴葉装の糸束が見える箇所があり、写真を捲る毎に作品が変わるところがあるので、本来は折紙綴葉装であったらしい。①は墨付七丁で、その最終丁ウの右肩に「十二類詞合」との題簽風の貼紙あり。八丁から一三丁までの六丁が②で、その裏面に③と（②の二丁目までに六番を確認）④の不明作品が透けて見える（下辺の折り目を裂いて裏側もはつきりと読める状態になっているらしい部分には、「廿三東山に 一永久六／廿四なかの社 二佐頭伸／：／廿九みやこのかた 五我朝風俗／卅かたらふ人 六みきは涼しき／：／九十正二位行権中納言／九十一以定家卿自筆／九十二同／〔素〕紙四十八枚入」等と、「人麿影供記」や何かの句を上下に分けて通し番号を附して摘記したものがあつた。写真では②の後も何丁続くのか不明）。半葉①一〇行・②九行、②は歌二行書。奥書は②に「親定者後鳥羽院隱名御作者々々／歟然者勅判也／本正安二年四月二日」と

あり、また②の五番判詞行間にやや小字で「同十三日行能清書之了」と見える。

②は本文全体に抹消を意味すると思われる斜線が引かれている他、余白に「定」「藝」「安藝」等と書いたり、作者・判者一覽を二度書いたりしており、清書とは考えがたい要素が多い。現物を確認しないと判断し難いのであるが、外題や写真の見え方などからしても、こちらが裏面であつたのを折を逆にして綴じ直したものはあるまいか。また、②の筆跡は鎌倉末頃の古写本を模写か透写かしたものであるような印象を受ける。枡形であることを含めて、古体を留めている可能性は高いであろうが、その親本が奥書に見える正安二年（一三〇〇）の写本であるかどうかは現時点では断定しかねる。また正安奥書の主も不明であるが、本歌合に関する最も古い奥書として注目されよう。

岡山大学附属図書館池田家文庫蔵（土貴―二七）本

〔江戸中期・土肥経平〕写 一冊〔略称「岡」〕

袋綴。鳥の子色地上藍下退紅色正繫文刷表紙（二三・五×七・〇糎）。左肩の布目鳥の子題簽（一六・四×三・五糎）に「水無瀬殿釣哥合／撰五十番哥合」（本文同筆）とあり。内題は

①「歌合」建仁二年六月十二日於水無瀬釣殿御當座有此事・②「撰五十番哥合」。料紙はや

や黄色く表面のざらついた斐著交漉紙。墨付は①五丁・②一八丁、計二三丁。遊紙前一丁。字面高さ①約一七・四糎・②約一八・四糎。每半葉①九行・②二二行、歌各一行書。奥書は①「同十二日行能清書也」、②「本云右者為家卿注^{云々}／一本奥書御點三十五首左十八首右十七首」。印記は土肥家家紋三柏の墨印（遊紙才中央）。「本池／田家／藏書」（一才右上・方朱）。「岡山／大學／圖書」。②には藍不審紙が目立つ。

土肥経平は、宝永四年（一七〇七）の生れで、天明二年（一七八二）十月没。享年七十六歳。家禄四千二百石の備前岡山藩士で番頭も務めた。古典や有職故実の学者でもあり、和歌を烏丸光胤に、和学を日野資枝に学び、また女里子が五条為璞に嫁す等の縁を通じて、多くの公家蔵書を書写し、千巻余を書写して『経平秘函』と称した。その蔵書は明治二十九年に土肥家より旧藩主池田家に献納されている（国史大辞典・国書人名辞典等）。

国文学研究資料館蔵（ヨ六・三）本

〔南北朝〕写

一幅〔略称「資」〕

冊子改装の軸装。上下は銀朱色に灰色を重ねた揉紙。中廻しは銀切箔や金銀砂子を散らした鳥の子。一文字は御納戸色地二重蔓牡丹唐草文印金。貼り風帯は素紙。軸首は黒檀。内題は「水無瀬殿釣殿當座六首哥合建仁二年六月日」。本紙の大きさは二三・七×八五・五糎で、幅不等の七紙を横に貼り継いでおり、右から順に、約一・五（白紙）、一六・四、一五・五、一五・七、一六・六、一六・一、三・七糎。料紙は鳥の子で、継がれた七紙には、やや白いものから、黄や淡茶のものまで微妙に色の違いがあるが、本来色変わりであったかどうかは微妙である。紙質や紙の汚れ具合からして、綴葉装本の当該部分を相剥ぎして改装したものと思われる。字面高さ約二一・四糎。本来は半葉一行、歌一行書。末尾の一紙に同筆で判詞より一字下げて「親定者後鳥羽院隱名御作者歟然者勅判也」と記す。軸裏側の右下に「国文学研／究資料館」（長方朱）の印記あり。さほど古からぬ箱の表に「水無瀬御歌合建仁二年六月」と墨書。伝承筆者等の情報なし。

この分量だけで綴葉装一帖として独立していたとは考え難く、合写されていたであろうことは疑いあるまい。しかしそれがこ

うした現状になった過程を憶測するならば、完存せず一折か二折分が残っていたものの中から、作品的には完備している当該部分に目を付け、卷子にするには短いので、掛け軸に仕立てたものと考えられるのではないだろうか。ただ表具的にはあまり上等とも言いがたく、また極等も無いことからすると、それほど古い時期の改装でもないのかもしれない。『中世歌合伝本書目』の情報によれば、昭和六十年五月京都古書研究会「春の古書大即売会」に出品されたものという。一番判詞二行目行頭「竿とりあへ」の下に擦消痕らしきものがある。

香川大学附属図書館神原文庫蔵（九二一、一八）本

〔江戸前期〕写 一冊〔略称「香」〕

袋綴。伽羅色表紙（二四・二×一七・八糎）。左肩の題簽剥落痕（一五・九×二・九糎）の上に本文別筆で「撰政左大臣家歌合」と墨書。内題は①「撰政左大臣家調合」・②「當座六首調合水無瀬殿釣殿 建仁二年六月」。料紙は黄色くやや艶のある斐楮交漉紙。墨付は①八丁・②四丁・識語二丁の計二三丁。遊紙前一丁。字面高さは①約二〇・二糎・②約一九・九糎。每半葉一〇行、歌二行書。奥書は①「右書写一校畢 墨付八枚」、②「親定者後鳥

羽院隱名作者々々／然者勅判也／ 正安二年四月二日／ 書写

一校終／ 墨付四丁」。最終丁表右下に「都合十貳枚」と同筆であり。印記は「山口／文庫」（一才右上・左右上り竜文・方朱）・「神原家圖書記」（一才右下・長方墨）・「香川大／學附屬／圖書館」（前遊紙才中央上部・方朱）。他に寄贈と受入れを示すゴム印二顆あり。裏表紙の芯紙に「於駿河府中町宿／仙石因幡守并組中共／ 人宿町／仙石因幡守 宿 八文字屋長兵衛／…」等とあり、表のそれも一連のものと思われる。①最終丁柱中央やや上部に淡茶色見出し紙あり。

「仙石因幡守」は、小諸や出石を領した大名の仙石家の分家で、將軍家旗本として撰津や河内に六千石を領した久邦あたりであろうか。久邦は承応二年（一六五三）に従五位下因幡守に叙任され、天和元年（一六八一）に没している。采地への下向の際とも考えられるが、延宝二年（一六七四）に禁裏新院御所修造の奉行となっており（寛政重修諸家譜）、その頃に駿府に宿した折の記録であるかもしれない。直接本書の書写者や旧蔵者に結びつく情報ではないが、念の為確認しておいた。

福井市立図書館蔵(五・三八九)本

〔江戸前期〕写

一冊〔略称「福」〕

袋綴。後補縹色表紙(二三・四×一六・八糎)。左肩の鳥の

子地水色紅葉文雲母刷題簽(一五・八×三・三糎)に「水無瀬

殿釣殿歌合建仁二月當座
勅判と墨書(本文同筆)。内題は「當座六

首詞合水無瀬殿釣殿
建仁二年六月」。料紙は薄手の斐楮交漉紙。墨付五丁。遊

紙は前に一丁。字面高さ約一五・七糎。每半葉九行歌二行書。

奥書は第五丁表に「親定者後鳥羽院隱名御／作者云々然者勅判之

／正安二年四月二日」とあり、その裏に「延寶八年八月廿二

日以或本／令加筆訖其本曰／六番 久恋／左／我中はうき田

のみしめかけかへて／いくたひ朽ぬ森の下葉も」との校合識語

的な記述がある。咽上部に「水無瀬一(一五)」の丁付がある。

印記はない。同筆で、異本注記の他、六番右に「新古今」の集

付あり。

福井松平家旧蔵。題簽は数種の料紙があるが同装・同筆の一

群の写本(『春日社法楽』五・三五九他)中の一本。江戸前期

の物にしては表紙が固く、江戸後期頃の書写と思われる『弘徽

殿上御壺詠』(五・三九六)一冊も同表紙を有することからも、

後期頃に纏めて同一の表紙が付けられたものと思われる。延宝

八年(一六八〇)の識語は前の本奥書と同筆・同墨色であり、

この時点の書写とは考えなかつたが、あまり程経ぬ頃の書写か

と思われる。

宮城県図書館伊達文庫蔵(伊・九一一、二八一四七)本

宝永四年(一七〇七)越智正喬写 一帖〔略称「越」〕

綴葉装を後に三穴の糸綴じにする。紺色表紙(一六・一×一

四・一糎)。左肩に題簽剥落痕(約一〇・二×三・七糎)あり。

内題は「當座六首哥合水無瀬殿釣殿
建仁二年六月」。料紙は鳥の子。一折六紙。

墨付八丁。遊紙は第二丁の後に三丁(後述)、奥書丁の前に一

丁。字面高さ約一二・九糎。每半葉八行歌二行書、但し六番は

散し書き。奥書識語は第一丁表に「親定者後鳥羽院隱名云々／

然者勅判也／(二行アキ)／正安二年四月二日」、最終丁表

に「寶永二三年五月／二十八日書寫／之畢／越智正喬」。印

記は「伊達伯／觀瀾閣／図書印」(三ウ中央やや下・方朱)・

「宮城県／伊達文庫／図書館」(内題左下・長方朱)。六番右に

「新古今」の集付あり。

糸綴じ時点での錯簡があり、為に本奥書や六番右歌が最初にあり、その後に遊紙が続くという極めて不自然な状態となっている。越智正喬は、稲葉正倚ことであろうか。稲葉氏の本姓は越智氏で、正喬は初名である。正保四年（一六四七）に生まれ、正徳四年（一七一四）に没している。小田原藩主稲葉正則の二男で、十三歳より将軍家綱に仕えて別家を起こし、禄は最終的に七千石に至り、書院番頭や大番頭を勤めている（寛政重修諸家譜）。和歌を飛鳥井雅章や中院通茂に学び、家集『桃葉集』や『井蛙抄』巻二の注釈『知海抄』等の著作も遺しており（国書人名辞典・和歌大辞典等）、改名の時期が問題ではあるが、本書の書写者としても相応しい人物であろう。ちなみに同文庫の『三十六人大哥合』（伊・九一一、二八・五八）も延宝七年（一六七九）の正喬筆写本であり、仙台藩第五代藩主伊達吉村（元禄十六年（一七〇三）襲封）あたりと親交があったものであろうか。

京都大学文学部図書室蔵（国文学・E v・一四）本

延享元年（一七四四）定誠写 一冊〔略称「京」〕

袋綴。浅縹色艶出表紙（一七・九×一三・八糎）。左肩の新

補梓刷題簽（一三・〇×三・二糎）に「當座六首歌合 全」と墨書。内題は「當座六首哥合水無瀬殿釣殿 建仁二年六月」。料紙はやや厚手の斐楮交漉紙。墨付一〇丁。遊紙は前に一丁。字面高さ約一四・七糎。每半葉六行歌二行書。奥書は第八丁表に「親定者後鳥羽院隱名云々／然者勅判也／正安二年四月二日」、第九丁表に「寶永二年五月二十八日書写／之畢／越智正喬」、第一〇丁表に「延享元年書写／定誠（花押）」。印記は「京都／帝國大學／圖書之印」（一才左上・方朱）、他に明治四三年五月二十日受入を示すゴム印あり。

定誠の名では花山院家の同人を思い浮かべるが、宝永元年（一七〇四）には没しており別人で、こちらの定誠の素性は明らかではない。この定誠は他に、同図書室蔵『内裏月次五十首御継哥 文明十三年』一冊（国文学・E u・八a）を宝暦二年（一七五二）に書写している。

鶴見大学附属図書館蔵（九一一・一八M）本

〔室町後期〕写 一冊〔略称「鶴」〕

袋綴。淡茶色地の下半に大小の金切箔を散らした表紙（二二・

五×一四・〇糎)。中央に題簽剥落痕(約一四・五×三・六糎)あり。見返しよりいきなり本文が始まる。内題は①「建仁二年九月十三夜哥合水無瀬殿」・②「水無瀬河釣殿當座六首哥合」。料紙は楮の強いやや茶色い斐楮交漉紙。墨付全四六丁(見返し含む)、内①は四三才迄、②は同ウゝ四六ウ。遊紙なし。字面高さ①約一九・九、②約二〇・二糎。毎半葉八行、歌一行書。奥書識語はないが、裏見返し右端に一行分の擦消し痕がある。印記は、「鳥田/蔵書」(見返し右下・方黄丹)・「総持學園/蔵書之印」(①内題左傍・楕円朱)・「月明荘」(四六ウ左下・長方朱)。他に昭和四十一年の購入を示すゴム印あり。また帙の内側に「弘文荘」朱印あり。同筆で①に異本注記、②の四・五番左歌に拾遺愚草との校異を記す。四六丁裏面に墨野あり。半葉縦九行、横上部三本・中一本・下一本。

やや小ぶりで紙質も上等ではなく、地方の武士か連歌師あたりが所持しそうな印象の本である。

スウエーデン王立図書館蔵本

〔室町〕写

一冊〔略称「王」〕

原本を閲覧していないため、国文学研究資料館の紙焼写真によつて本文の確認をした。

綴葉装。後補色不明正繫花唐草文〔金欄〕表紙。外題なし。

内題は①「百人一首和歌」・②「水無瀬河釣殿 當座六首哥合」・

③「詠百首和調 定家卿」〔藤川百首〕。見返しは「鳥の子」地

〔金銀〕切箔野毛散し。墨付は②二二丁半・②四丁半・③九丁、

計三四丁。遊紙は前に一丁。毎半葉①七行・②八行(判詞小字)

・③一二行(短冊様に題を首書し歌を二行書きにする)、歌各

二行書。奥書・印記なし。③には同筆の見消しが多く、他本で

校訂した結果を示すものかもしれない。

写真では縦長な印象が強く、この時代では珍しい形ではなからうか。前遊紙らしき所の中央に大きく紙を貼り、その上に二種の極札を貼る。一枚目は「堯孝門弟堯憲筆 百人一首/水無瀬川釣殿/藤川百首」(墨印)、二枚目は「堯憲百人一首水無瀬川釣殿合藤川百首」(墨印)とある。前者は不明、後者は古筆分家のもの。堯憲の署名のある短冊と比較すると、似通う部分もあるようではあるが異筆であろう。

祐徳稻荷中川文庫蔵（六・二―二・二四九）本

〔江戸前期〕写 一冊〔略称「祐」〕

袋綴。瓶覗色艶出表紙（二五・九×一七・四糎）。左肩に打付けて「水無瀬釣殿当座六首歌合」（本文同筆力）とあり。内題は「水無瀬釣殿当座六首歌合」。料紙はやや黄色く表面のざらついた斐楮交漉紙。墨付五丁。遊紙前一丁。字面高さ約一八・九糎。每半葉八行、歌二行書。奥書識語なし。印記は「直郷ノ之印」（二才右下・方朱）。「中川ノ文庫」（遊紙才中央・方朱）。

印文の直郷は肥前鹿島二万石第六代当主鍋島直郷（明和七（一七七〇）年没・五三歳）。前稿でも言及した様に、直郷は望月長孝の流れを汲む風絃堂長賢（駕河申也）を和歌の師とし、その元文三年（一七三八）の死の後その蔵書を引き取ったというが、本書の書写時期は直郷よりも前であるので、本書もその内の一冊なのであろうか。また、直郷の祖父直条は、その叔母が島原藩主松平忠房夫人であったことから、忠房に可愛がられ、忠房の和歌の師であり松平文庫とも関係が深い伊藤（一楽軒）栄治より歌学の指導を受けたといい、中川文庫には「直条」印のある本も多いが、書写年代的には本書は直条（宝永二年（一

七〇五）没）の時代と合うようでもある。

宮城県図書館伊達文庫蔵（伊・九二一、二八一―二六）本

〔万治元年（一六五八）〕写 合一冊〔略称「伏」〕

袋綴。紺色表紙（二五・四×一七・九糎）。左肩の水浅葱色地銀泥秋草文題簽（一八・五×三・〇糎）に「伏見院歌合」とあり。内題は①「歌合 伏見院」・②「水無瀬河釣殿當座六首歌合」・③「續卅六番宮河歌合西行判者定家卿手侍従」・④「御裳濯川歌合 西行 判者俊成卿」・⑤「仙洞十人哥合 正治二年九月十二日」。各歌合に合冊前（仮綴時力）の本表紙であったらしい扉があり、順に①「伏見院歌合」（中央・表紙に貼られて見返しとなっていたが現在剥離）・②「水無瀬殿當座六首」（中央、右肩に「此一ゆい迄ノ一冊」とあり）・③「宮川（小字）ノ歌合」（左肩、喉中央よりやや下に「校合可」）「事」とあり）・④「御裳濯川歌合」（中央）・⑤「^{正治二年}仙洞十人哥合」（中央（以上各本文同筆）。料紙は各作毎に紙質の異なる楮紙。墨付①九丁（見返し含まず）・②四丁（以下扉含む）・③一六丁・④一六丁・⑤二一丁。遊紙④⑤の間に一丁。字面高さ①約一九・〇糎・②約一七・七糎・③一八・〇糎・④一八・四糎・⑤約二一・

七糎。每半葉①④一二行・⑤一〇行書、全歌一行書。奥書識語①②「一校了」(本文同筆)・③なし・④「清書慈鎮和尚行老後付属于家隆卿／其後小宰／相局相伝云々(以上小字)／(数行

アキ)／此本依 太守綱宗公御所望多氏忠章／進覽之刻不慮書写之所也／ 萬治元年臘月日」(最終丁ウ)・⑤「多氏忠章所持之本上覽 綱宗公之刻不慮書写之遂一校者也／(一行アキ)

／明曆四年黄鐘日」(最終丁ウ)。印記は「伊達伯／觀瀾閣／圖書印」(一才右下・方朱)・「宮城県／伊達文庫／図書館」(見返しウ中央と二才右下・長方朱)。①・②③・④・⑤の四手からなるか。③④⑤の各最終丁才右下裏側(袋を開いた裏側左下)に書写担当者のものでらしい署名があり、③は読めず、④は「桐」窪伊兵衛・⑤「金目」久八」とある。①②にも存する可能性あり。

本書は⑤を(四)稿で扱ったので、その特徴についてはそちらを参照いただきたい。

群書類従卷百九十二和歌部四十七哥合十三所収本

刊 合一冊〔略称「群」〕

詳しい書誌事項は略す。内題「水無瀬釣殿當座六首哥合建仁二年六月」。版心丁付「六十一」六十三了」。半面十行。歌一行。以下の検討や校合に際しては、斯道文庫蔵本に拠った。

国立公文書館内閣文庫蔵「撰津徴」(二二八・三八)所収本

浅井幽清写 一冊〔略称「撰」〕

袋綴。水色地墨色縦横刷毛引金砂子散し表紙(二六・五×一八・八糎)。左肩の子持梓共々刷られた題簽(一八・五×三・六糎)に「攝津徴 卷五十八」とあり(漢数字は墨書。「五」は貼紙の上に書される。訂正に拠るものか)、その右傍の表紙中央の、やはり子持梓を有する印刷目録題簽(五・七×七・八糎)に、「内集／ 秋部／(空行)／自第／至第」とあり。初丁の目録に「攝津徴／内集 大阪 浅井幽清稿／ 秋部／南宮歌合／西宮歌合／住吉歌合／水無瀬櫻宮歌合／水無瀬釣殿歌合」とあり、内題は順に、①「南宮歌合」・②「西宮歌合」(一〇、同上)・③「住吉歌合」・④「水無瀬櫻宮十五番歌合建仁二年九月廿九日」・⑤「水無瀬釣殿當座六首哥合建仁二年六月」。料紙はやや黄味の強い薄手の斐楮交漉紙。墨付①五・②一〇・③五・④八・⑤三の全三三丁(目録丁含む)。遊紙は無し。字面高さ

は、①約二一・〇、②同上、③二一・一、④一九・二、⑤二一・九糎。每半葉一〇行歌一行書。奥書・識語は無い。印記は「^{未遊}備中／圖籍之記」(二才右上・長方朱)・「日本／政府／圖書」(二才中央上部・方朱)。各作初丁柱上部に、水色の貼り紙あり。

浅井幽清は嘉永四年(一八五二)の生まれ、摂津住吉の人で、平田鉄胤門であったという(国書人名辞典等)。「摂津徴」は摂津国に関連する文献を網羅的に集めた叢書であるが、本歌合は群書類従の写しである。

『列聖全集 御撰集 第一卷』(大4)所収の翻刻は、「内閣本により校し」とあるが、その本文は『群書類従』本に極めて近い。本書を底本としたものであろうか。

前田育徳会尊経閣文庫蔵(三・什上)本

〔江戸初前期・中院通村〕写 一帖〔略称「尊」〕

綴葉装。布目雲紙表紙(一八・五×一三・一糎)。外題はなし。内題は「水無瀬河釣殿當座六首 哥合」。料紙は布目の厚手楮紙。二折(各折三枚、外側は見返しに)。墨付六丁。遊紙前一丁・

後三丁。字面高さ約一五・二糎。每半葉八行、歌二行書。奥書・識語はないが、本文と丁を改めた第六丁表に「拾遺愚草 久恋／我事はうき田のみしめかけかへて／いくたひくちぬもりの下葉も／ 此与哥合相違如何」と同筆小字の注記がある。印記はなし。同筆の異本注記あり。

紙質が筆が滞りやすい為もあるであろうが、崩し方もややぞんざいで速筆の印象がある。同文庫蔵書目録に中院通村筆(天正十六年(一五八八)→承応二年(一六五三))とあり、署名のある短冊と比較すると、速筆の故もあって断言はし難いものの、ほぼ同筆と認めて良いように思われる。

神宮文庫蔵(三・九五〇)本

〔江戸中期〕写 一冊〔略称「神」〕

袋綴。淡渋色横刷毛目表紙(二四・三×一八・六糎)。左肩に打付けで「北野宮哥合 全」(本文別筆力)と墨書。内題は①「北野宮歌合 元久元年十一月十一日當座」・②「鴨御祖社歌合 建仁二年三月七日」・③「賀茂別雷社歌合」・④「水無瀬河釣殿當座 建仁二年六月六首哥合」。見返しとして貼られた仮表紙の左肩に「北野宮

／鴨御祖宮／加茂別雷社／水無瀬川釣殿》 歌合」（同筆力）

とあり。料紙は白っぽい薄手の斐著文漉紙。墨付は①六丁才迄・

②六丁才一〇丁・③二丁一六丁ウ・④一六丁ウ一八九丁。

遊紙ナシ。字面高さは総て約一八・五糎。每半葉一〇行、歌一

行書。奥書・識語は無い。印記は「勤思／堂」（一才右下・丸

朱）・「林崎文庫」（前印の上・子持梓長方朱）・「林崎／文庫」

（一才右上・方代緒）・「天明四年甲辰八月吉日奉納／皇太神宮

林崎文庫以期不朽／京都勤思堂村井古巖敬義拜」（裏見返し左

下・長方代緒）。

説明の要もあるまいが、京の呉服商で古典学者・蔵書家とし

ても知られた村井古巖（寛保元年（一七四一）～天明六年（一

七八六）が、伊勢内宮権禰宜蓬萊尚賢の呼びかけに応じて、

天明四年（一七八四）八月に伊勢内宮の文庫たる林崎文庫に、

二千六百余部の蔵書を献納した内の一冊が本書である。

水府明德会彰考館文庫蔵「歌合部類」（巳二二・〇七二三三五）

所収本

合一冊〔略称「部」〕

原本の閲覧が許可されないため、国文学研究資料館の紙焼写

真によって本文の確認をした。

袋綴。紙表紙。外題は左肩題簽剥落痕の上に打付けで「歌合

部類 八」とあり（題簽は素紙と子持梓刷の二種がある）。内題

①「建仁三年壬九月十九日内裏歌合拾遺愚草九月十三夜下」・②

「北野宮歌合元久元年十一月十一日當座」・③「鴨御祖歌合建永二年三

月七日」・④「賀茂別雷社歌合」・⑤「水無瀬河釣殿當座六首

哥合」・⑥「歌合建保二年八月十六日」・⑦「石清水若宮詞合寛喜

四年三月廿五日」・⑧「歌合貞永元七光明峯寺撰政家」。また②

の直前に「北野宮／鴨御祖宮／加茂別當社／水無瀬川釣殿」

歌合」と目録的なものがあり、この四作を改丁せずに続けて

書写することからも、一具のものを写したものであろう。墨付

全一三七丁、内①一二迄・②二三才一八ウ・③一八ウ二三

才・④二三才一八ウ・⑤二八ウ三三・⑥三三六五・⑦六

六八八九・⑧九〇一三七丁。遊紙なし。每半葉一〇行、歌は

全部一行書。奥書①⑤なし、⑥「右建保二年歌合寛政四年正

月以相馬侯士人／宇佗氏本比較朱書了」（朱書か）、⑦「本云此

一卷行能卿真跡也可謂累代之奇翫者□／江都叟判」、⑧「本云

嘉禎三年二月廿七日：／本云正和五年十二月十三日成寶院の本

にて是をうつし」。印記は「彰考館」（一才右下・瓢箪型）。

全十六冊中の第八冊目。②から⑤の組み合わせは前記の神本に一致する。

『待需抄』は石井行豊編の叢書で元禄十二年（一六九九）成立という。

宮内庁書陵部蔵『待需抄』（二六六・四）所収本

〔江戸末〕写 一冊〔略称「待」〕

袋綴。淡香色表紙（二六・八×一九・七糎）。左肩に打付けで「待需抄 十四」とあり。目録に「一 寛平菊合」以下「二 句題百首 逍遙」に至る二九作品を挙げるが、本冊には九番目の「一 新時代不同哥合」（下部に朱色不審紙あり）迄を収載（不審紙はそのことを示すか）。料紙は楮紙。墨付全七七丁。遊紙前一丁。字面高さ約二二・七糎。每半葉一四行、歌一行書。印記は「鷹司城南／館圖書印」（目録丁才右上・長方子持粹朱）・「宮内省／圖書印」（前印左・方朱）。各作の第二丁左端に徐々に下部にずらした朱色の見出し紙を附す。

本歌合は七番目で、目録には「一 水無瀬河釣殿哥合」、内題は「水無瀬河釣殿 当座六首哥合」とあり。奥書は「校了」（同筆）とのみ。『拾遺愚草』との校合あり。

国立公文書館内閣文庫蔵紅葉山文庫（二〇一・二一三）本
〔江戸前期〕写 一冊〔略称「楓」〕

袋綴。檜皮色表紙（二七・三×一九・四糎）。左肩の浅黄色題簽（一七・七×三・六糎）に「建仁二年水無瀬歌合 全」と墨書（本文別筆）。内題は「水無瀬河釣殿當座六首詞合」。料紙はやや厚手の斐楮交漉紙。墨付六丁（裏始り）。遊紙は前後に各一丁。字面高さ約二一・〇糎。每半葉八行歌二行書。奥書・識語は無い。印記は「太政官／文庫」（一才中央上部と六ウ左中央・方朱）。

徳川將軍家の蔵書庫であった紅葉山文庫の旧蔵本で、『元治増補 御書籍目録（紅葉山文庫蔵書目録）』『国書部下 和歌類』にも「建仁二年水無瀬歌合」と外題と同名で見えている（『徳川幕府蔵書目 七』（ゆまに書房、昭60）に拠る）。同筆で異本注記が少々ある他、六番左に『拾遺愚草』歌が書き入れられ、同右歌には『新古今集』入集歌との校異が付される。

鶴見大学附属図書館蔵(九二一・一八M)本

〔江戸前期〕写

一帖〔略称「芸」〕

綴葉装。若竹色艶出表紙(一五・六×一八・四糎)。左肩朱色地上部金銀砂子・下部金小切箔散し・金泥草文題簽(一〇・三×二・五糎)に「水無瀬釣殿六首哥合」(本文同筆力)とあり。内題は「水無瀬釣殿當座六首御歌合」。料紙はやや厚手で黄色味の強い三極紙。建仁三年六月前見返しは本文とは異質の素紙。二折(各折二枚・第二折外左二丁は裏見返しに)。墨付五丁。遊紙後二丁。字面高さ約一三・四糎。每半葉十三行基本(十一〜四行)、歌二行書(下句一字下)。奥書識語はない。印記は、「芸叢ノ之印」(一才右上・方朱)・「総持學園ノ蔵書之印」(前印下・楯円朱)・「芸ノ叢」(後遊紙二枚目才右下・菱形朱陰)、他未読印一顆(前印下・丸朱・右陽左陰)。他に昭和四十一年の購入を示すゴム印あり。また帙の内側に「弘文荘」朱印あり。

文字が踊り、擦消し訂正も多く、速写の印象が強い。一関藩第二代藩主田村建頭(初名宗永・明暦二年(一六五六)〜宝永五年(一七〇八))の旧蔵書。仙台藩第五代藩主吉村は甥にあ

たり、宗永本を書写したものが伊達文庫に多いが、本書は無関係の様である。

小林強氏蔵本

正徳三年(一七一三)某写

一冊〔略称「正」〕

仮綴。表紙を欠き、奥書の丁が最初に綴じられている。本の大きさ、二二・四×一五・五糎。内題は①欠(職人歌仙)・②「十二類哥合」・③「水無瀬河釣殿當座六首和歌」・④「殿上根合」・⑤「新古今和詞集竟宴倭哥」・⑥「續古今和詞集竟宴和歌」・⑦「瀟湘八景詩歌」・⑧「江洲八景」・⑨「南京八景詩歌」・⑩「修学八景」・⑪「禁中御屏風」(後西院他)・⑫「法皇御屏風住吉西湖詩歌」。料紙は薄様に近い黄味強く艶のある斐楮交漉紙。墨付は全二五丁。遊紙は無し。字面高さは、約一八・四糎。每半葉一二行・歌一行書。現状では首にある奥書にはおそらく同筆で、「右者池尻右兵衛権佐共條朝臣(破損)」ノ于時正徳三巳年ノ月日(花押)とある。印記ナシ。本文の各丁裏の喉下部に「五十(〜七十三)」の丁付があり、前半を大きく欠くことが判る。また⑫は相国寺・等持宗全の西湖詩で終わり、住吉歌が無いので、末尾にも欠脱があるものと思

われる。各内題に朱合点を、③は各題上に朱点を、④は作者名の下に諡号や宮名等の朱注記を付す。

本歌合は六丁才途中／＼八丁才途中迄（丁付では「五十四／＼六」）。字面高さは約一八・五糎。

奥書に見える「池尻共条」は、勧修寺流清閑寺家の庶流である池尻家の第三代。二代勝房を父に、内大臣松木宗条女を母として、貞享四年（一六八七）六月十六日に生まれ、正三位宮内卿に至り、享保十二年（一七二七）七月十九日に四十一歳で薨じている。「右兵衛権佐」であったのは、元禄十四年（一七〇一）十月二十九日から（公卿補任・諸家伝等）。奥書が破損しておりはつきりしたことは不明であるが、共条蔵本か筆本かを書写したものであろうか。

小林強氏蔵『金玉集』所収本

元禄十四年（一七〇一）太田豊家写 一冊（略称「金」）

袋綴。後補らしき縹色表紙（二三・五×一六・八糎）。外題はなし。目録扉に「金玉集目録／百人一首 新百人一首 武家百人一首／…」と全三十三作の名があり、それぞれの右肩に朱

で通し番号がふられているが、最初の「百人一首」を始め、八作には「ヤメ」と記されており、番号は「廿五」までとなっている。本文には目録で通し番号のある、「新百人一首」・「武家百人一首」・「古哥仙」（以上内題）以下全三十作品を合写する。目録の通し番号の数と異なるのは、丁裏が白紙の箇所、「俊成卿九十賀和哥」・「五常和歌」・「四季和哥」等を補写しているからで、目録通りの作品には内題右肩にやはり朱の通し番号が付されている。二作目の「武家百人一首」の末に「〈右新百人一首／武家百人一首〉終」、三作目の「古哥仙」の末に「古歌仙終」との尾題がある。料紙はやや薄手の斐楮交漉紙だが、目録から「武家百人一首」迄の二八丁は、牙等で擦り出した艶がある。墨付全一三〇丁（目録含む）。遊紙は無し。字面高さは、歌二行書は約一六・六糎、歌一行書は約一七・八糎程度。每半葉一二行・歌一乃至二行書。奥書は全体の末尾に「于時元禄拾四年／^辛正月吉祥日／太田氏豊家（花押）／十三歳書写之」（奥書丁左下に「墨付百廿八牧」と墨書）。また「古哥仙」末尾に「令書写之／畢」、四作目の「新哥仙」末に「本云右以雅世卿尊筆令書写之」（小字）等とある。また見返しには「香巖道場／金玉和歌集／祥光寺蔵本」と本文別筆で記されている。

印記は「舟」（見返し右下・丸墨）・「小林／蔵書」（奥書丁左下・方朱）朱あるいは墨の集付けがある作品が多く、また同筆の異本注記も目立つ。各作初丁の柱上部に墨の目印あり。

本歌合は目録では「五色歌」と「殿上根合」の間、実際には「新古今三夕」と「五常和哥」の間に位置し、墨付は第一一八丁ウよりの二丁。内題は「水無瀬川釣殿當座六首歌合」。目録には「水無瀬川釣殿當座六首歌合」とあり。歌一行書で、字面高さは約一七・六糎。同筆の異本注記あり。

十三歳であった太田豊家の手習的な写本らしいが、豊家の伝は未詳である。後に奉納されるかして所蔵していた「香厳道場」「祥光寺」は、現在の下京区下長者町通千本西入にあった浄土宗西山派の寺院で、宝暦年中（一七五一〜六四）に俊鳳が常行念仏の道場として開基し、明治維新前には廃絶していたらしい（『京都市の地名』日本歴史地名大系）。

国立公文書館内閣文庫蔵「歌書」（二〇一・三九〇）所収本

天和二年（一六八二）風早公前写 一冊〔略称「学」〕

袋綴。上藍下紫の雲紙表紙（二七・六×一九・二糎）（水濡

れによる黴の跡が銀を散らしたかの様に見える）。左肩の鳥の子地金切箔・捺箔散し題簽（一五・四×三・五糎）に「百人一首始／風早公前卿書集」と墨書（本文別筆）。目録扉に「目録／百人一首 新百人一首 武家百人一首／…」と全三十八作の名があり、本文には「畠山匠（道）を見消ち）作亭十二月和哥」・「小倉山荘色紙和歌」・「新百人一首」（以上内題）以下全四十一作品（数え方により増減する可能性あり）を合写する。料紙はやや薄手の斐楮交漉紙。墨付全一七七丁。遊紙は無し。字面高さ約二三・九糎。每半葉一行を基本とし歌一行書。奥書は「右一策者以參議公量卿之所藏謄写畢限四日／皆／天和二歳在壬戌大呂二／十有九莫／ 藤原公前書（一七七オ）。印記は「藤／原」（三オ右下・横長方朱陰）・「公／前」（前印下・横長方朱陰）・「学習／院印」（一オ右上・方朱）・「日本／政府／圖書」（前見返し左下・方朱）。最初からの作品（後述）の初丁柱上部に、朱色の貼り紙あり。小口書きがあったらしいが、現在は全く判読できない。

本歌合は「雨中吟」の次、「十二類歌合」の前に位置し、墨付は第一三三丁オよりの三三丁。内題は「水無瀬河釣殿當座六首歌合」。目録には「水無瀬河釣殿當座^{六首}歌合」とあり。字面高さ

は約二三・四纏。

目録と本文との作品数や掲出順が異なるのは、同筆ながら追補が行われた為であると思われる。例えば、本文最初の「畠山匠作亭十二月和哥」は半葉一〇行であるのも他と異なるが、目録でも最終行の最初に、それまでと墨色や字の大きさも異なつて「十二月和歌畠山亭」とある如く、追加されたことが明白である。また本文初丁（全一二首なので一丁で納まる）に位置するのにも、三丁目に書写者「公前」の印があることよりしても、厚冊である故か何かで外れてしまった一丁を本文の最初にして綴じ直した為であると思われる。その他、各作が表始まりであることから、余白となった裏に「五味」・「三雪」・「三曙」・「六所玉川」等の短い作品を追記してもいるのである。

藤原公前は、閑院流姉小路家の分家である風早家の家祖となつた実種の男で、寛文五年（一六六五・家譜には六年とあると『公卿補任』にあり）八月九日の生まれ、初名は公寛で、天和元年十二月二十一日に公前と改名している（後に更に公長と改める）。書写時の同二年十二月二十九日には従五位上の十七（家譜に従えば十六）歳である。奥書に墨色薄く「限四日」と

ある様に、短期日で速写したらしく、年齢からも稚拙でやや乱暴な印象の強い文字である。親本の所有者「公量」は実種の兄実道の息、つまり従兄弟である。天和二年時には既に本家姉小路家を継いでおり、正三位参議右中将で三十二歳である。公前の父実種は、その名の印のある写本が多く伝わっている様に、新たに家を興した故もあつてか歌書を中心とする書写活動に熱心であつた人物であり、公前もその薫陶を受けて、若き日より本家蔵本の書写を行つていたことを窺わせる奥書であろう。

また「学習院印」は、『内閣文庫蔵書印譜』にある如く、弘化四年（一八四七）に孝明天皇によつて京都に創設された、公卿の子弟教育機関のもの。内閣文庫に纏まつて移管されたものではないとのことだが、和漢書併せて六十六部が確認されており、決して少なくはない。この印に先立つ公前の奥書と印記の存在は、学習院の蔵書形成を考察する上でも注目されよう。

北海学園大学附属図書館北駕文庫蔵（文（九）・五三六）本
〔江戸末〕写 合一冊〔略称「北」〕

袋綴。黄土色表紙（二三・二×一七・〇纏）。左肩の藍鼠色題簽（一五・八×四・二纏）に「武家百人一首歌仙和歌 全」

(本文同筆)とあり。目録扉に「一 武家百人一首 一 釈門三十三
六歌仙ノ……」とある如く全二十九作品を合写する。料紙は楮紙。
墨付六四丁。遊紙なし。字面高さ約一八・七糎。每半葉二二行、
歌一行書。奥書は「新歌仙」に「本云右以雅世卿尊筆令書写之」
とあるのみ。印記は「金子函書」(一才右下・長方朱)・「明治
冊四年ノ八月……」(前印左・方朱)・「北駕ノ文庫」(一才右上・
方朱)。

本歌合は「職人歌合〈職人歌仙〉」の次、「〔虫歌合〕」(内題
なく、作者の位置に「長嘯」とのみあり)の前に位置し、第三
三丁才途中より、三四ウ迄の墨付二丁。内題は「水無瀬釣殿當
座六首歌合」。目録扉に「一 水無瀬釣殿當座六首歌合」とあり。
字面高さは他と同じ約一八・七糎。同筆の異本注記と校訂注記
各一箇所あり。

あまり上質でない紙に作品毎の改丁もせず速筆で書写する。

先に触れた『中世歌合伝本書目』に見える谷山茂氏旧蔵本二
本は、「水無瀬河釣殿當座六首歌合」と「水無瀬釣殿當座六首
歌合」で共に江戸期の写、後者は和歌寄書の内であるという。

小林強氏蔵二本や内閣文庫学習院旧蔵本、北駕文庫本等のよう
な、歌書集成の如きものに納められている為に、既知の本であつ
ても見落としているものも少なくないのではないかと恐れてい
る。博雅の御教示をお願いしたい。

三 本文系統

現存諸本の書誌を確認したのに続いて、その本文の系統を検
討整理してみたい。末尾に校本を添えてあるので、適宜そちら
を参照願いたい。

諸本中に異本と称すべき本文を有するものは見当たらず、基
本的に諸本は一系統であると言えるが、その諸特性により、大
きく三類に分け、さらにそれを細分することが可能であると思
われる。まずその分類一覽を示し、その後でその分類基準につ
いて説明したい。猶、一段下げて挙げられている本は、直前の
本の転写本であることを示す。

第I類

第一種

彰考館文庫蔵『新撰菟玖波集作者部類』(巳一七)所収本

岡山大学附属図書館池田家文庫蔵(土貴―二七)本

第二種

国文学研究資料館蔵(ヨ六・三)本

第三種

香川大学附属図書館神原文庫蔵(九二一、一八)本

福井市立図書館蔵(五・三八九)本

宮城県図書館伊達文庫蔵(伊・九二一、二八―四七)本

京都大学文学部図書館蔵(国文学・E.V.一四)本

第Ⅱ類

第一種

鶴見大学附属図書館蔵室町写(九二一・一八M)本

スウエーデン王立図書館蔵本

祐徳稲荷中川文庫蔵(六・二―二・二四九)本

宮城県図書館伊達文庫蔵(伊・九二一、二八―二六)本

群書類従巻百九十二和歌部四十七哥合十三所収本

内閣文庫蔵『撰津徴』(二二八・三八)所収本

第二種

尊経閣文庫蔵(三・什上)本

第三種

神宮文庫蔵(三・九五〇)本

彰考館文庫蔵『歌合部類』(巳二二・〇七二三五)所収本

宮内庁書陵部蔵『待儒抄』(二六六・四)所収本

内閣文庫蔵紅葉山文庫旧蔵(二〇一・二二三)本

第四種

鶴見大学附属図書館蔵芸叢旧蔵(九二一・一八M)本

第Ⅲ類

小林強氏蔵正徳三年写本

小林強氏蔵金玉集所収本

内閣文庫蔵『歌書』(二〇一・三九〇)所収本

北海学園大学附属図書館北駕文庫蔵(文(九)・五三六)本

正式な名称を与えられることの少ない歌合の伝本では一般的なことのようにあるが、本歌合も多くは些細な違いながら、実に多種多様な内題が存している。そしてそのあり方が、伝本分類の決め手になれば良いのであるが、やはり歌や判詞の本文の差異と同様な傾向は示さないのである。この事は題・作者一覧

の状況でも言えることで、内題から一覽までが、本来的な部分ではなく、しかもかなり後に至るまで手を加えられることが多かった様子を窺わせるのである。

内題等が基準にならない本歌合において、三分の大きな基準となるのは、先ず第Ⅰ類は一番判詞の冒頭の「判者親定申ていはく」と、二番判詞末尾の「尤左勝」（但し岡は「尤左為勝」と他の諸本に無い部分を有している点をあげることができる。

また何らかの理由で岡山大学本には無いのだが、末尾に「親定者後鳥羽院隱名御作者歎然者勅判也」とあるのもその特徴であろう。そして第Ⅲ類は、六番左歌が「いく世へぬ」歌ではなくて、「わか中は」歌であることであり（この問題については後述）、残る第Ⅱ類はⅠⅢ類に含まれない諸本を纏めたものである。

この第Ⅱ類には、実に多様な要素を持つ本が混在しており、更に分類を試みたいのであるが、ⅠⅢ類が大まかに本文の細部においても共通しているような纏まりを見出し難く、仮に比較的大きな特徴により細分化しておいたが、この第Ⅱ類内の種別分類は本文の共通性によるものでないことは念を押しておきたい。

それでは次に、各類内の種別分類の基準を確認していきたい。

第Ⅰ類は、第一種作本と第三種の四本の本奥書が共通しており、その安元二年書写本から派生したものと考えられる。第一類岡本、第二類資本にその奥書が見えないのは、岡本は「親定者：」の記述が無いこと、資本が改装本であること等から、欠落の方向で考えて良いのではないだろうか。

全体の基準にはならないのだが、この第Ⅰ類内では内題や一覽の差異が重要な基準足りうるようである。第一種は内題が

「歌合建仁二年六月十二日於水無瀬釣殿御當座有此事」となっており、第二種は「水無瀬殿

釣殿當座六首哥合建仁二年六月日」、第三種は「當座六首哥合水無瀬殿

釣殿建仁二年六月」とあるものである。また第二三種は題の一覽や作者・

判者名が無いが、第一種はそれらがあるのに加えて、種内の両本に差異はあるものの講師・読師の項目まで存している。

第一種内の作本と岡本は相互に微少な増減があつて、方向性を確定しがたいのであるが、岡はやや劣った独自異文が目立つこと、先述の如く信じがたい講師・読師名があること等からすると、作本の様な形に後人が手を加わえ（後の内題を削ることを含めて）た形で考える方が無難であろうか。

これら種間の差異の由来をどう想定するかは、通例どおり二つの方向で考えることが可能であろう。つまり増補と省略の關係である。第一種の作本は判者を記した後で丁を替えて、「水無瀬殿釣殿當座六首哥合建仁二年六月」ともう一度内題が現れるのだが、こちらは第二種の内題とほぼ一致している。資本は改装されたものであり、題などが無い状況などを勘案すると、作本に近い本文だったものが、二つ目の内題より前の部分が欠落したものと考えることも可能であろう。勝負付の有無や、五番左歌初句を「夏草に」とすることなど第一二種に共通する要素もあるのですが、この方向で良いならば、二種は一種に吸収すべきかもしれない。

しかしその逆も成り立たないわけではない。実見できないので判定が難しいのであるが、作本は、作者等を一度記した後で、もう一度同内容を写してそちらを斜線で抹消しているのだが、「左」「右」の文字を前者は行間に小字で、後者は本行に記すという違いがあり、増補の過程で試行錯誤したかの様にも見なせるのである。内題が二つ存することも不自然ではあり、二種に増補して一種が生まれたと考えることも一応無理が無いようである。この場合は二種と三種は内題の「水無瀬殿釣殿」との注

記的な部分の位置を変えただけであるので、今度は二種は三種に含めるのが穏当となろう。

非常に短い作品で同類内では決め手を欠くので、この問題は他類も検討して最終的に判断を下したい。

先にも述べたが、第Ⅱ類は本文の全般的な特徴で分類した訳ではない。それは不可能であるので、第Ⅲ類との関係から、六番左の定家歌の状態に主眼を置いて整理を試みた。第一種は「いく世へぬ」歌がそのまま記されているもの。第二種は末尾に『拾遺愚草』の「我が中は」歌を小字で注記しており、第三種はその注記が本文の行間に記入されている。そして第四種は、「我が中は」・「いく世へぬ」両歌が本行に並記されており、後者の左肩に「イニ」と小字で記されている。この形だと、「我が中は」が元からで、「いく世へぬ」は校合本文の形となり、第Ⅲ類に近い存在となるが、本文の他の部分は第三種との共通性は薄いので、こちらに分類した。

また第二類第一種諸本は比較的差異の少ない本文を有している。従って校本では登場することが少ない。群書類従本とその写しらしい『撰津徴』本はやや独自の異文が目立つが、これは

群書類従に共通する特徴と割り切つて、もう一種たてることはしなかった。また鶴本と王本という数少ない室町期写本が非常に近い本文を有しているのは、群書類従本が近いことを含めて、中世期に流布した本文を伝える可能性が高いことは注意しておきたい。現物を確認できることも含めて鶴本を底本に選んだ由縁である。

繰り返しになるが、第三種は小字注記こそ共通するものの、この四本の本文が非常に近い訳ではない。そもそもその小字注記の書き出しからして皆異なっているのである。但し、神本と部本は、「北野宮／鴨御祖宮／加茂別雷社／水無瀬川釣殿歌合」の四歌合を纏めて写していることから想定出来るように、本文的に共通する部分が多い。

更に、種を越えるのだが、第三種の楓本と第四種芸本も比較的近い本文を有していることも確認しておきたい。

第三類は、何れも名数和歌集的な歌書集成書に含まれている点でも共通している。それぞれの集成が組合せを異にしながらも、本文的に近似しているということは、こういう集成向き作品の集合があり、そこから選択され組み合わせられて、様々な集

成書が成立していた様子が窺えよう。その作品の集合が定められたのが何時で、誰によってなされたのか、俄には明らかにし難いが、これも今後検討されるべき問題ではあろう。

この第三類が、六番左に「我が中は」歌のみを記すものであることは、一見第二類の小字注記や二首並記から変化した様に見えるが、そう単純には言えないようである。三類の同歌は末尾が共通して「下もえ」となっていて、二類の「下葉も」とは異なっており、他にそれほど他類との大きな異同が認められないことからしても、ある時に明確な意志を持って、後述する様な『拾遺愚草』の状態を尊重してか、六番左歌の差し替えが行なわれたのではないだろうか。

以上の検討よりすると、第三類は第二類から派生したものと見て考えられるが、それでは第一類と第二類（第三類を含めて）はどういう関係にあるのだろうか。作者・判者一覧の表記や、各番の作者表記と勝負付けなどが全体的にまちまちであることからすると、やはりそれは現存本の祖本には無く、流布の段階で、多くの後人の手によって、整理や分かり易さを目的として、その都度これらが付記されていたのではないだろうか。そう

して、それらが附されたことにより、内容的に重複する「判者親定申ていはく」等の部分が削られて、第二類の形が出来上がったと考えるのが穏当であろうか。だとすれば、先の第一類内でも、第三種の方が素型に近いことになり、中でも第三種、若しくは改装時の欠脱がない場合の第二種が現存諸本の祖本に近いということになる。

決定的な決め手に欠ける憶測に似た結論ではあるが、校本を作成した上で、伝本を整理して導き出した説として、一応提示しておきたい。

四 他出歌

現存伝本が少なくないにも拘わらず、本文的に分類し難いことは、それらの間を繋ぐ多くの諸本がかつては存在していたであらうことを示すものと思われる。現存諸本の本文としての質を確認し、また失われた諸本の存在を確認する為にも、本歌合の他出歌を集成して、それぞれに簡単な検討を加えてみたい。

ア 私家集

私家集に見えるのは、言うまでもなく『拾遺愚草』と『後鳥羽院御集』である。

『拾遺愚草』（本文は冷泉家本を参照）には、全六首が夏部と恋部にそれぞれ纏まって配されている。歌合諸本との異同を確認して、まず問題となるのは、本歌合の3と同じ二二二七番歌の末尾が「つけこせ」となっていることである。これは歌合の底本と同じであるのだが、底本のこの箇所は本来「こたへよ」とあったのを擦り消して同筆で改めてあり、そして、第一類本は「こたへよ」とあるのである。

そもそもこの定家歌は、判詞で後鳥羽院も指摘するように、『古今集』行平歌「わくらばにとふ人あらばすまの浦にもしほたれつつわぶとこたへよ」（九六二）と、『後撰集』の業平歌「ゆく螢雲のうへまでいぬべくは秋風ふくと雁につげこせ」（二五二・他に『伊勢物語』等）の二首を本歌とするものであり、⁽¹⁰⁾前者に引かれると、「わぶとこたへよ」としてしまいそうな箇所ではある。しかしそれでは後者からの撰取がはっきりせず、やはり螢と呼応して「つけこせ」でありたいところであろう。底本も行平歌の印象で書いてしまい、本来の形に訂正したというところなのであろうか。

つづいては5と同じ二二二八番歌だが、第二句「と山をこむる」となっている。底本は「かくる」だが、第一・三類を中心

に「こむる」とする本は多い。ここは自動詞下二段の「かくる」ならば「と山かくる、」でなければならず、「を」に続くのならば他動詞の「かくす」であつて、文法的に無理がある。これは恐らく、現存伝本の素本に「隠る」とあつた本文を、「かくる」「こむる」と両様に訓んでしまったことによる異同ではあるまいか。

恋部では、9と同じ二五三四番歌は第四句「をきとめて人の」とあるのだが、底本には「置初て人の」として「初」に「とめ」の拾」との同筆傍記がある。歌合諸本では、数では家集と同じものが多いが、一類がほとんど「をきとめ人の」とあることは注意される。定家は露や霜を「置きとむ」という表現を好んだようである（一五五九・二〇四七・員外四五・同四九二）が、ここでは「忍恋」題でもあり、「初て」ではまずく、「をきとめ人」で解釈しようとする、と、「人」の前で一旦小休止しなければならず妙な句割れとなり、やはり家集の形が適当であろう。一類は字余りを嫌つてできた形であろうか。

さて本歌合最大の謎は、「久恋」題の差し替えの問題である。その検討の前に取り敢えず、家集の「わかなかはうき田のみしめかけかへていくたひくちぬもりのした葉も」（二五三五）

との比較をしておきたい。この歌を小字注記する二類中の諸本は特に異同はないが、先述の如く、本行化した三類諸本は末尾を「下もえ」としている。「森の下萌」と解するべきなのであろうが、「下萌」が「朽」という表現は珍奇であり、やはり従いがたい。

さて、差し替え理由の検討の為に、両歌自体の検討を行つておこう。先ず、「いく世へぬ」歌であるが、これは万葉歌に由来し、『拾遺集』に撰入された人麿歌、「をとめごが袖ふる山のみづがきのひさしきよより思ひそめてき」（一一一〇）を本歌とするものであることは疑いない。読む者に本歌の「少女子」・「久しき世より思ひそめ」等の表現を連想させ、より題意を際立たせるといふ、効果の大きい本歌取りとなつていと評せようか。

一方、「我が中は」歌は、『万葉集』の「カクシテヤ ナホヤ ヤミナム オホアラキノ ウキタノモリノ シメナラナクニ」（二八三九、古来風鉢抄・五代集歌枕等も同形）の表現に拠りつつ、『六百番歌合』祈恋題五番右（左は定家）の家隆歌、「くちはつるそでのためしとなりねとやひとをうきたのもりのしめなは」（六七〇）や、「和歌所影供歌合建仁元年八月」の久恋題

の良平歌、「人心うきたのもりに引くしめの幾年かけて朽ちはてぬらん」(二〇四) 辺りを参考にして詠まれたものであろうか。ただそれのみではなく、『後撰集』に見える「我が中」(一〇二五)等の比較的珍しい詞を用いたり、浮田を森とはつきりさせる為に、「森の下葉」を出すなど、やや手の込んだ複雑な歌になっているといえよう。

結局印象にしか過ぎないのだが、前者が同じ恋歌の本歌に寄り掛かった単純な詠であるのに対し、後者の方が同じ「しめ」を用いながらも、より複雑な詠み振りである点において、前者の方が当座性も強く、先に詠まれたものであると考えても良いのではないだろうか。

前者が何故に定家の家集内で差し替えられなければならなかったのかは、やはり難問だが、同じ恋題の本歌に寄りかかり過ぎたと反省したものかと、一応推定しておきたい。

『後鳥羽院御集』では六首が纏まって見えている。田村柳巷氏が最善本とされ、近時寺島恒世氏が和歌文学大系の底本とされた(明治書院、平9)、宮内庁書陵部蔵桂宮本智仁親王筆本(五一・一七)と比較してみたい。

2と同じ一五八三番歌は、第五句「風なかるなり」とあるが、これと一致する歌合伝本はない。『私家集大成』や『新編国歌大観』の底本となった書陵部(五〇一・六三九)本では「かけ」で問題はなく、歌意からしても「影」であろう。

4と同じ一五八四番歌は、初句が「津の国の」、第四句が「すむかたの」、末尾が「いさりそ」とある。歌合でも異同の多い歌であり、初句を「の」とするのは二類中の四本のみ。書陵部(五〇一・六三九)本には「や」と傍記されており、意味的にはどちらでも良いであろう。第四句は「あと」「里」等の本文もあり、「かた」は三類と二類の一部でさほどに有力ではない。しかしながら、「跡」では「すむ」との繋がりが悪く、「たがすむ里」も用例は少なくないが、岡・楓の類の異なる二本のみで有力な本文とは言い難い。半田ゼミの訳注でも指摘するよ様に、本歌は『伊勢物語』八十七段の「晴るる夜の星か河辺の蛍かもわが住むかたの海人のたく火か」(後に新古今に入集)歌を本歌としていることからしても、「かた」が有力か。また、末尾の「そ」は、「いさり」だけで「火」を連想させなければならず、やや無理があるか。歌合では尊本の傍記に見えるだけで、書陵部(五〇一・六三九)本も「火」とあるのである。

6の一五八五番歌は、第二句「あさあけ…」とする。諸本「あさけ」だが、これは短縮形であり問題ない。

8の一五八六番歌は、第二句「…さその」とする。歌合は「さとの」が主流だが、一類の福本・二類の芸本は「そ」を傍記しており、福には「イ」とあるものの、尊には4にも御集と一致する傍記があつたので、この傍記の出所と考えて良いのかもしれない。また同様な表現は、『千五百番歌合』の良経歌「おほかたのゆふべはさぞとおもへどもわがためにふくをぎのうはかぜ」(一〇八二)にも見える。この後鳥羽院第三度百首は建仁元年六月頃に次々に詠進されていることが『明月記』に見えており、良経も同時期であつたとすれば先行例であり、やはり「さぞ」が良いであろう。

10の一五八七番歌は問題がない。

12の一五八八番歌は、第三句「かひやなき」とあり、これは三類一類本と二・三類の一部に存している。「ぞ」で言い切るより、疑問にした方が余韻が残るように思うが、意味としては問題はない。

御集と全く同一の本文を有する歌合伝本は無く、尊本の傍記を除いて、両者の接触を伝える痕跡はあまりないようである。

また、歌合の本文と比較すると、この六首に関しては、智仁親王筆本はやや問題のある本文だと言わざるを得ないであろう。

イ 勅撰集・私撰集

前述の如く、本歌合からの勅撰入集歌は12が『新古今集』に一首採られたのみである(一〇三三)。しかも詞書には、「水無瀬にて、をのこども、久恋といふことをよみ侍りしに」とあるのみで、歌合からの撰入というよりは、当座歌会歌から選んだ体裁となっているのである。本文は「かひや」と御集と同様である。

私撰集というより類題集に目を向けると、『夫木抄』に1(三三二九)と3(一五三七七)が撰入されている。集付には「建仁二年水無瀬殿六首御会」・「水無瀬殿御会」等とあり、『拾遺愚草』からの撰歌を窺わせるが、前者第五句「夏の月かげ」とあるのは、歌合でもやや特殊な本文を有する芸本に認められるのみである。

『六華集』には3(五二三)が見え、こちら第五句が「わふとこたへよ」とあつて、第一類と共通するが、これのみでは撰歌資料とは断言し難い。

この他近世期の類題集『類題和歌集』に、3・4・5・6・

8・12の六首が見えるが、12は新古今から、他は家集からの撰歌である。『新類題集』にも1が家集から採られている。

歌数は少ないとは言え、撰歌状況のみからでは高い評価を受けた歌合であるとは言いがたいようである。

ウ その他

先述の如く、六月五日になって見せられた院の六首中の四首を、定家は不完全ながら『明月記』に書き残しているのである。この五日条は自筆本で欠けているのだが、一条兼良の『明月記 抜書歌道事』にも存しておらず、和歌が仮名書きされている箇所であることから、早くから切り出されてしまったのかもしれない。

夏月

……夏
の月
きよ
たき
かは
に
かけ
そ
な
か
る、
……あ
し
や
の
さ
と
に
と
ふ
は
た
る
た
か
す
む
方
の
あ
ま
の
い
さ
り
そ

松風

初恋

忍恋

……ものやおもふとわれとへは先しる袖のぬれて答ふる

久恋

おもひつゝへにけるとしのかひそなきたかあらましのゆふくれのそら

以上がその部分である。題が短縮されたり省略されたりしていることからしてもメモ的な書き留めであることは明らかだが、点で済まされる句があるのは、記録若しくは記憶しそこなった為であろうか。

「河上夏月」題は末尾が「かけそなかる」とあるが、これは歌合にも御集にも見えない形である。「海辺見螢」題で「すむ方」とあるのは、先の推測を補強するものである。また末尾「そ」は御集にも見える形だが、やはり意味的には「火」とありたいところである。久恋題に異本注記があるのは不審である。院詠の初形を伝える可能性はあるのだが、記録方法の問題もあり、信頼度には不安が残る。

彰考館文庫蔵の二種の歌合目録は、一番左歌等を挙げている点でも重要な資料である。

『哥合目録次第不同』（巳一三・〇七三二一）には、

巻頭 一番 たかせ舟くたすよ川のみなれ竿とりあへすあくる比の月かけ

巻終 六番 おもひつゝへにけるとしのかひやなきたゝあらましの夕暮の空

等と首尾の二首が引用されている。この両首は問題となる異同がない部分であるが、歌合名が「哥合 建仁二年六月 當座」（右肩に「水無瀬殿釣殿」とあり）とあること、「判左馬頭親定^{後鳥羽也}」等とあること等が、同文庫蔵の『新撰菟玖波集作者部類』所収本と一致しているのである。

またいま一種の『歌合目録』（巳一三・〇七三二〇）にも、

たかせ舟くたすよ川のみなれさほとりあへす—
安藝権介
定家

と一番左歌が引かれているが、ここでも作者に「安藝権介定家」とあり、歌合名も「釣殿哥合 建仁二年六月十二日」とあるのだが、特に「十二日」とあることなど、やはり作本に一致する。結局別系の伝本の存在などは確認できないのであるが、前稿の『仙洞十人歌合』の場合でも、特に後者が同じ彰考館文庫蔵本と一致していたように、これらの目録の成立過程の考察には資することもあろうか。

結局以上の検討にも拘わらず、新たな伝本の存在等は確認できなかった。消極的な成果としては、本歌合が残存伝本の多い割に、他の歌種類の撰歌資料としては活用されなかったことが確認できたというところであろうか。

まとめ

本歌合は、水無瀬離宮で遊女や白拍子に囲繞された日々の中で催された、当座歌会での定家詠を左に配し、追詠した院の歌を親定の隱名を用いて番わせ、更には、同名で勅判を加えて、二人だけの当座歌合を仮構するという、極めて遊興的な雰囲気^{が濃厚な作品のように見える。}

しかしながら、その自由さ故に、本歌合は後鳥羽院の意向を隅々に行き渡らせて仕上げられているものと考えられるのである。出題された六題は、季題は主要構成要素が、恋題は同一のものが、それぞれ直近の院主催の影供歌合で出題されており、当時の院歌壇の好みを濃厚に受け継いだものであることが判る。また院の歌が右に配され、しかも負が多いという一見非常識な性質は、通例の「女房」名では生まれ得ないものであり、既にそ

れ以前から用いていたものではあるものの、親定という隠名をより有効に機能させたものとして評価できるのである。

そして何よりも注目すべきは、本歌合が定家と院の歌のみを結番している点であり、院が如何に歌人定家を評価し、また一歌人としての自分と比較することに興味を有していたかを窺わせるのである。また同時に、一卷に仕立てたものを定家に見せたことも、自身の信頼と親愛の情を定家に示そうとした行為と解せるであろう。

この様に本歌合は、『新古今集』撰集作業期における院と定家の関係や、院の定家観等を考える上でも、重要な資料なのである。

また、本歌合は、後鳥羽院の明確な勅判の初例であるが、その判詞中に以後の勅判にも共通する諸要素を多く確認できることは、判者としての院を考察する上で重要な事柄であろう。

本歌合の伝本は、この時期の歌合としては多くのものが伝存している。確実に室町以前の写本も三本を数え、近世期になつて急速に広まったものではなく、中世期にもある程度の流布をみていたことを窺わせている。またその本文も基本的に同一系統であるにも拘わらず、六番のみという分量に比して諸本の微

妙な異同が激しいという事実も、かつて存在していた伝本の多さを間接的に証するものであろう。更に、名数和歌集的な歌書集成に含まれる一群が存する点は、本歌合の受容のあり方を考える上でも興味深い。

そしてそれらの歌書集成中の諸伝本が、六番左に、他本に存する歌ではなく、定家が差し替えた結果を留めると思われる『拾遺愚草』における、水無瀬当座歌会の「久恋」題歌と同じ歌を有しているのは、大きな異同ではあるが、他の本文的な特徴からしても、成立まもない時点での改作に起因するものではなく、後世における『拾遺愚草』を尊重した差し替へと考えるべきものであろう。

また本稿では、禁裏文庫と歌合伝本の関連を継続的に考察してきたが、本歌合は『禁裏御蔵書目録』にも見えず、御所本中にも存した形跡もない。現在の書陵部でも、鷹司家旧蔵本中の『待儒抄』に所収されていることにより辛うじて存在しているのみであり、どうやら禁裏とは縁遠い存在であった様である。

相変わらず内容に及ばない考察に終始してしまつたが、本稿の乏しい結論としては、本歌合を研究に用いる際には、現存伝本の素型に近いと思われる一類本の本文、つまり国文学研究資料

館蔵本を翻刻した『新編国歌大観』本等を用いつつ、捨てがたい本文異同を有する二類本中の善本である、鶴見大学附属図書館蔵室町写本（附載校本の底本）やスウェーデン王立図書館蔵本等を、併せ用いるべきであるということばかりである。

〔注〕

(1) 久保田淳氏『藤原定家』（集英社、昭59）、丸谷才一氏『後鳥羽院』（筑摩書房、昭48）等が特に詳細である。

(2) 正治二年（一一〇〇）正月十二日に、院が方違のために御幸した場所を『明月記』は「皆瀬御所」とし、『玉葉』は「山崎辺内大臣別業」としている。以下、水無瀬殿については、加納重文氏「水無瀬―文学地理―」（片桐洋一氏編『王朝文学の本質と変容 散文編』和泉書院、平13）に拠るところ大である。記して感謝申し上げたい。

(3) 「二条僧正」は興福寺別当を務めた雅縁のことで、貞応二年（一一二三）に八十六歳で没している。親縁（土御門通親男）・公縁（藤原実明男）共に元暦元年（一一八四）の生まれであり（興福寺院家伝）、本歌合の方が先立つか。

(4) 本歌合の本文は、本稿に附した校本の底本に選んだ鶴

見大学図書館蔵室町後期写本に拠り、適宜清濁を分かった。同本については、後に詳述する。

(5) 拙稿「人麿影供年譜稿―鎌倉時代篇―」（『三田国文』12、平元・12）参照。

(6) 本歌合の成立時期は、『明月記』正治二年九月二十八日条に見える、「頭中将」源通具から預かり定家が判詞を加えた「彼家密々歌合」を同一のものと見るか、別物とするかで説が分かれる。佐藤恒雄氏「通具俊成卿女五十番歌合の成立について」（『中世文学研究』14、昭63・8）は同一説を取られ、極近時の渡邊裕美子氏「通具俊成卿女歌合」について―俊成歌供出説に及ぶ―（『国語国文』70、12、平13・12）では、詠歌内容を検討して、「千五百番歌合」百首の撰取が顕著であることから、『明月記』に見えるものを別物とし、「千五百番歌合」百首が詠進された建仁元年六月から、新古今撰者が各々の歌稿を奉った同三年四月二十日以前の成立と考えておられる。後説だと時期的に微妙ではあるが、二年六月時点でその存在を後鳥羽院が知っていた可能性は皆無ではあるまい。

(7) 目録に拠れば、五二三「歌合三種」は「石清水若宮歌合」と「水無瀬川釣殿六首歌」の柁型綴葉装二帖で、江戸中

期頃の書写とある。おそらく同装同筆であろう。写真は「石清水若宮歌合」の冒頭のみ。

(8) 以上の推定は原表紙と考えてのことであるが、仮に改装されたものであっても、久邦の子孫は従五位下因幡守に叙任されることが多いので、同家の人物であることは疑いないものと思われる。

(9) 資本は最古写本ではあるが、改装されて原型を失っている可能性もあること、既に新編大観に翻刻され研究上の流布本となっていること等の理由から、本稿では底本に選ばなかった。

(10) 一松学舎大学文学部国文学科「中世文学ゼミ」(半田公平氏)「『水無瀬釣殿当座六首歌合』訳注」(私家版、昭53)にも指摘がある。以下の考察では同注釈を参照させていただいた。

(11) 歌合諸本の異同もやや多い箇所ではあるが、第四句は建仁元年八月三日の「和歌所影供歌合」の久恋題五番右の越前歌、「夏引の手びきの糸の年へてもたえぬおもひにむすほほれつつ」(一九〇、後に新古今集にも入集(一一四〇))にも見えるように、「たえぬ」であり、となれば歌意からして

末尾も「つつ」であろう。

(12) 「『後鳥羽院御集』の伝本と成立」『後鳥羽院とその周辺』(笠間書院、平10)、初出は同題(『国語国文』53-3、昭59・3)と、「『後鳥羽院』御集伝本考」(『日本大学農獣医学部一般教育研究紀要』20、昭59・12)。

《附記》翻刻を許可下さった鶴見大学附属図書館、貴重な資料の閲覧をお認め下さり、また閲覧に際して御高配に与った井上敏行先生を始め、岡山大学附属図書館・国文学研究資料館・香川大学附属図書館・福井市立図書館・宮城県図書館・京都大学文学部閲覧室・祐徳博物館・国立公文書館内閣文庫・前田育徳会尊経閣文庫・神宮文庫・宮内庁書陵部・北海学園大学附属図書館並びに御担当の各位と、貴重な架蔵本を二本も貸与下さった小林強先生、そして私家版のコピーを賜りました半田公平先生に、篤く御礼申し上げます。

《附載校本》

凡例

一、本校本は鶴見大学附属図書館蔵『建仁二年九月十三夜歌合』(九一一・一八M)一冊に合写された、「水無瀬河釣殿 當座六首哥合」を底本として作成したものである。底本選定の理由は本文中に記した通りである。

一、底本の翻字並びに比較した本の異同箇所(翻字については、なるべく原本のおもかげをとどめるように努めたが、漢字の字体に付いてはおおむね現今通行の字体に統一した。

一、翻字の改行は底本のままとし、改頁の箇所には「〔(表丁)・(裏丁)〕」を付した。

一、底本に存する見消し・補入等は、翻字においてはその結果に従い、その箇所の右傍に「*」印を附して、下部に状態を注記した。

一、歌には通し番号を付した。底本が同じであるので『新編国歌大観 第五卷』の番号との異同はない。

一、異同の存する箇所には、底本本文の右傍に、異同箇所の通し番号を意味する漢数字を付し、下欄にその番号と、異同を

示すのに必要なだけの底本本文を摘記し、「……」の記号で繋いで、比較した各本の、摘記した底本と同じ箇所を掲げた。
一、異同を示すのに用いた、比較本諸本の略号は以下の通り。

- ・彰考館文庫蔵『新撰菟玖波集作者部類』所収本……〔作〕
- ・岡山大学附属図書館池田家文庫蔵本……〔岡〕
- ・国文学研究資料館蔵本……〔資〕
- ・香川大学附属図書館神原文庫蔵本……〔香〕
- ・福井市立図書館蔵本……〔福〕
- ・宮城県図書館伊達文庫蔵・越智正喬筆本……〔越〕
- ・京都大学文学部図書室蔵本……〔京〕
- ・スウェーデン王立図書館蔵本……〔王〕
- ・祐徳稲荷中川文庫蔵本……〔祐〕
- ・宮城県図書館伊達文庫蔵『伏見院歌合』合写本……〔伏〕
- ・群書類従巻百九十二所収本……〔群〕
- ・内閣文庫蔵『撰津徴』所収本……〔撰〕
- ・尊経閣文庫蔵本……〔尊〕
- ・神宮文庫蔵本……〔神〕
- ・彰考館文庫蔵『歌合部類』所収本……〔部〕

・宮内庁書陵部蔵『待儒抄』所収本……………「待」
 ・内閣文庫蔵紅葉山文庫旧蔵本……………「楓」
 ・鶴見大学附属図書館蔵芸叢旧蔵本……………「芸」
 ・小林強氏蔵正徳三年写本……………「正」
 ・小林強氏蔵『金玉集』所収本……………「金」
 ・内閣文庫蔵『歌書』所収本……………「学」
 ・北海学園大学附属図書館北駕文庫蔵本……………「北」

一、校合については、見やすさを考慮し、以下のような例はその対象とはしなかった。

1、筆者の単純なミスなどに拠ると思われる、補入・見消ち・重ね書き。

2、漢字仮名の当て方の違い。但し、漢字に音訓の別など複数の読みが考えられる場合は、各本の状態を示す為に、校合の対象とした（例「結句・むすひ句・結ひ句」）。

3、意味に差が生じない仮名遣いの違い。

4、基本的に別字でも訓や音が同じであれば同様に用いられる字（例「歌・詞・哥」）。

5、判詞中の「左の歌」「右の歌」の、「の」の有無。但し、

この例以外は対象とした。

6、題や勝負付などの文字の大小や位置。

一、本校本で本文の状態を示すのに用いた記号とその意味は以下の通り。

・**■**…判読不能文字。

・「**」**…推して判読した文字。校合本の状態に関する注記。

水無瀬殿釣殿

当座六首哥合

題

河上夏月 海辺見蛩 山家松風

初恋 忍恋 久恋

作者

藤原朝臣定家

一 水無瀬河釣殿當座六首哥合…歌合建仁二年六月十日於水無瀬河釣殿當座有此事（作）

岡）、水無瀬殿釣殿當座六首哥合 建仁二年六月日（資）、

當座六首哥合建仁二年六月（香・福・越・京）、水無瀬釣

殿當座六首歌合（祐・北）、水無瀬釣殿當座六首歌

合建仁二年六月（群・撰）、水無瀬河釣殿建仁二年六月當座六首哥

合（神）、ナシ（楓）、水無瀬釣殿當座六首御歌合

建仁二年六月（芸）水無瀬河釣殿當座六首和歌（正）

二 題ノ久恋…ナシ（資・香・福・越・京・群・撰）

三 題…ナシ（尊） 四 見蛩…蛩（祐）

五 作者ノ判者親定…ナシ（資・香・福・越・京）

六 ナシ…左（作・岡・芸） 七 藤原朝臣定家…安藝

権介藤原定家朝臣（作・岡）、藤原定家朝臣（正・

金・学・北） ハナシ…右（作・岡・芸）

九 藤原親定…左馬頭藤原親定（作）、左馬頭親定後鳥羽院

御作名（岡）、藤原朝臣親定後鳥羽院御作名（群・撰）、

藤原親定後鳥羽院御哥也（尊）

一〇 ナシ…講師ノ講師（作）、講師ノ権中納言藤原兼

宗卿ノ講師ノ侍從藤原行能（岡） 二 親定…左馬頭

親定（岡）、藤原親定（伏・群・撰・正・金・学・

藤原親定^九

〇

判者親定^二』

三三

一番

河上夏月^四

左 持^五

定家朝臣^六

1 たかせ舟^七くたす夜川のみなれ棹取あへす明る比^八の月影

右

親定^九

北)、親定後鳥羽院(待)

三ナシ：作者ノ左ノ左馬頭親定〔重書〕(作)

三ナシ：水無瀬殿釣殿當座六首哥合^{建仁二年六月}〔題重出〕

(作)、水無瀬殿釣殿當座六首詞合(楓)

四夏月：月(内撰) 五持：ナシ(作・岡・資・群・

撰・芸・正・金・学・北) 六定家朝臣：定家(作・

資・香・越・京・祐・楓)、安藝権介藤原定家朝臣

(岡)、藤原定家朝臣(正・金・学・北)

七たかせ：高を(正) 八比の：夏の(芸)

九親定：左馬頭親定(岡)、藤原親定(金)、ナシ

(北) 二〇なかる：なかつ(王・北)、なる、(学)

二ナシ：判者親定申ていはく(作・岡・資・香・福・

越・京) 二三くたす：ナシ(祐) 三夜川：夜川の

(王・尊・神・部を除く諸本) 二四とりあへすあく

らん：ナシ(岡)、とりあへす明らん(祐・北)、と

りあへす明るらん(楓・芸) 二五比の：ナシ(作・

岡・香・福・越・京)、の(資)、比の月(楓・芸)

二六右哥：右(岡) 二七させる事なし：さしたる事な

し(王・待と尊を除く諸本)、無指事(尊) 二八しは

2 筏士のうきね秋なる夏の月清瀧川に影なかるなり

左哥三くたす夜川三みなれさほとりあへすあくらん比三のま

ことになこりおほかるへし右哥三させる事なしといへ共

しはらく持六なとにや侍るへき

二番 海辺見堂

左 勝元

言

らく…し〔ほ〕して(待) 二元勝…ナシ(作・岡)

資・群・撰・正・金・学・北) 三言ナシ…(作

香)、定家朝臣(岡・伏・尊)、定家(祐・群・撰

正・金・学・北) 三浦…浦や(資・伏)

三枕…まくら(福)、けむり(芸)

1つけこせ「こたへよ」を擦消し訂す

三つけこせ…こたへよ(作・資・香・越・京)、こ

たへよ(福)、告こせ(楓) 三言ナシ…(作・香)

親定(岡・祐・伏・群・撰・尊・正・金・学・北)

三国や…国の(群・撰・楓・芸) 三跡…里(岡

楓)、あと(福)、跡カタ(尊)、かた(群・撰・芸・正

金・学・北) 三毛火…火セ(尊) 三行平…行衛(芸)

三侍…侘(群・撰)

三面影も…面影(作・岡・資・香・福・越・京・伏

芸) 三心地…心(正)

三ありかたく…ありたく(王・尊・神・部)

三古哥…出られて…ナシ(伏) 三古哥…ふるきう

た(岡・王)、右哥(部) 三出られて…いて、

(祐)、出られ(群・撰) 三突結句…むすひ句(作

3 須磨の浦もしほの枕とふほたるかりねの夢路わふとつけこせ

右

4 津国やあし屋の里にとふ蛸たかすむ跡の海士のいさり火

左 哥行平中納言もしほたれ侍けんすまの浦まことに面影も

ある心地してありかたく侍るうへに秋風吹とかりに告こせなと

いへる古哥思出られて結句なとことにやさしく侍る右』

岡・資・香・福・越・京・祐・伏)、結ひ句(資)
 罨など…ナシ(作・岡・資・香・福・越・京)
 罨ことに…に(作)、ナシ(神・部・待・楓・芸)
 罨侍る…侍り(作・資・香・福・越・京・王・祐・
 伏・群・撰・北)、侍(岡)
 吾始の…はしめの(岡・香・福・越・京・祐・尊・
 神・楓・待)、初(資・伏・北)、初の(王・群・撰・
 芸・正・金・学)、はしめ(部)
 五五文字…ナシ(作・岡・香・越・京)
 五ことさらに…ことはさらに(福・越・京)、殊更
 (祐・群・撰・楓・芸) 五こひ…たひ(学)
 五へきにも…へくも(群・撰・正・金・学・北)
 五ナシ…尤左勝(作・資・香・福・越・京)、尤左
 為勝(岡) 五持…ナシ(作・岡・資・伏・群・撰・
 正・金・学・北) 五ナシ…一(作・香)、定家朝臣
 (岡・伏・尊)、定家(祐・群・撰・正・金・学・北)
 五松かけ…松風(福・群・撰)、松風(金)、春風
 (北) 五と山…遠山(神・部・待) 五かくる…こ
 むる(作・岡・資・香・福・越・京・群・撰・芸・

哥カこと葉ハめつらラしからラさるルうへヘに始ハジの五イ文字ジことさらラにニこコひヒねネかカふ

正・金・学・北、かくる〔右傍に「こむるイ」

(伏)、くる(神)、くむる(部)、をくる(待)

△秋かせ…松風(正)、秋風(北)

△ナシ…(作・香)、親定(岡・祐・伏・群・撰・

尊・正・金・学・北)

△ナシ…後鳥羽院御集三人〔小字〕(神)

△一こゑ…□と声(金) △秋風…まつ風(伏)

△めつらしく…めつらしくは(正・金・学)

△七とも…と(岡) △六又…ナシ(楓・芸) △六夕…

夕へ(岡・香・福・越・京・尊) △七なとや…なと

にや(岡)、■や(金) △七風も…風の(王・待)、

風(群・撰) △七秋も…秋を(祐・伏・待・楓・芸)、

ナシ(群・撰)、秋と(正)、秋(金・学・北) △七と

もなふ…ともものふ(福)、もなふ(祐) △歯あさけ…

あさけ(伏) △壹衣…衣も(作・岡・香・福・越・

京) △七寄…よりところ(作・岡・香・福・越・京)、

寄所(資・伏)、よせ(祐・群・撰・楓・芸) △七な

きにさるをや…なきに似たり持歎(作・香・越・京)、

なきに似たり持歎(岡)、なきに似たるをや持歎

三番 山家松風

左 持テ

毛

5 松マツかけケやと山ヤマをヲかくクるかカきキねネより夏ナツのノこコなたタにかカよヨふフ秋アキかせ

右

毛

6 柴戸を朝けの夏の衣手に秋をとみなふ松の一こゑ

左哥夏のこなたにかよふ秋風めつらしく侍れとも又あな

かちにはきこえす右哥夕なとや松風も秋もともなふへき

柴の戸をあさけの衣頗寄なきにさるをや

四番 初恋

左 克勝

合

(資)、**■**も似たり持歟(福)、なきにを(王)、こと
なるとや(祐)、なきに、さるをや(伏)、なきに、
たるをや(群・撰・金・北)、なきにさるをや(尊)、
ことなるをや(楓・芸)、なきに、たるや(正)、な
きに似るをや(学)

六四番：ナシ(学) 克勝：ナシ(作・岡・資・群・

撰・正・金・学・北) 八ナシ：一(作・香)、定

家朝臣(岡・伏・尊)、定家(祐・群・撰・正・金・

学・北) 八と…を(待と部を除く諸本)、と(部

八我と…我と(部)、我を(待)

八ななかめん…きかなん(岡)、なかなん(京・群・

撰)、鳴らん(楓) 八ナシ：一(作・香)、親定

(岡・祐・伏・群・撰・尊・正・金・学・北)

八夕は…夕へか(芸) 八里の…里の(福)、さと

の(尊)、さその(芸) 八七なかめ…なめ(北)

八左の…左哥(他本) 八九はしむる…初の(作・正・

金・学・北)、はしめの(岡・資・祐・伏・楓)、初

(香・福・越・京・王・群・撰)、初めの(芸)

2心〔右傍より補入〕

7 春や時と計聞しうくひすのはつねと我ハを捨テとけふやな全かめん

右

命

8 おほかたの夕全は里全のな全かめより色つきそむる袖の一しほ

左全のは全しむる恋心のめ心つらしく侍全へし右哥上の句はす全こし全さ

もやと全きこえ侍全といかさまめ全つらしからす全左

為勝

ちへし…にや(作・岡・資・香・福・越・京)、しハ

(尊) 九上の句は…上句は(作・資・香・越・京・

王・祐・伏・楓・芸・正・学)、上句(群・撰)

九さもやと…さもや(群・撰)、さもありや(北)

九きこえ…きゝて(王)、聞て(祐)、きこえて(伏・

群・撰・尊・神・部・待・楓・芸・正・金・学・北)

九侍と…侍れとも(作・岡・資・香・福・越・京・

神・部・待)、侍れ(伏) 九いかさま…いかさま

(王)、いかさまにも(楓・芸)

九めつらしからす…不珍(伏) 九左為勝…左少勝

(群・撰) 九五番…ナシ(学) 九勝…ナシ(作・

岡・資・群・撰・正・金・学・北) 一〇〇ナシ…

(作・香)、定家朝臣(岡・伏・尊)、定家(祐・群・

撰・正・金・学・北) 一〇二草の…草に(作・岡・

資) 一〇二きえね…きえね(作・岡・資・香・福・

越・京・王・尊・群・撰・芸・正・金・北)、きえ

ぬ(祐・伏・楓・学)、消ねウ(神)

一〇三置初とめて…をきとめ(作・資・香・越・京)、おき

とめて(岡・福・祐・伏・群・撰・楓・芸・正・金・

左 勝負

100

9 夏草のましろしけみにきえね露置初て人の色もこそみれ

右

100

10 なけきあまり物や思ふとわかとへはまつしる袖のぬれてこたふる

左 哥ましろしけみきえね露といへるわたり返々おかしく

北)、をきそめ(王)、をきそめて(尊)、をき初て(神)、をき初て(部)、をきそめかたく(待)、をと、めて(学)

一四色もこそみれ：ありも社すれ(作・香・越・京)、有もこそすれ(福)、色をこそみれ(群・撰)、色も

社すれ(北) 一五ナシ：一(作・香)、親定(岡・

祐・伏・尊・群・撰・正・金・学・北)

一六物や…物を(京) 一七こたふる…ことふる(祐・

学) 3しけみに「に」右傍より補入)

一八しけみに…しけみ(王・尊・神・部・待)

一九きえね…きえね(神)、きえぬ(祐・伏・楓・学)、

きえぬ(芸) 二〇いへるわたり…いへる(福)、い

へる渡に(神・部) 二一返々…かへすくも(岡)

二二おかしく…ゆかしく(伏)、おもしろく(正・金・

学・北) 二三可為勝…為勝(群・撰・正・金・学・

北) 二四六番…ナシ(学)

二五ナシ…一(作・香)、定家朝臣(岡・伏・尊)定

家(祐・群・撰・正・金・学・北)

二六ナシ…拾遺愚草久恋／我中はうき田のみしめか

こそ侍れ可為勝^三

六番^{二四} 久恋

左

三六

11 いく世へぬ袖ふる山のみつかき^{三六}にたえね思^{三五}のしめをかけつと

右 勝^三

三三

12 思^{三三}ひつゝへにけん年^{三四}のかひそなきたゝあ^{三五}らましの夕^{三六}くれの空

けかへていくたひくちぬもりの下葉も／此与哥合相
違如何〔後遊紙に小字補入〕（尊）、イ本此哥也／わ
か中は浮田のみしめ懸かへて幾度朽ぬ森のし た葉
も〔小字補入〕（神）、拾此哥也／わか中は浮田のみ
しめ懸かへて幾度朽ぬ森のした葉も〔小字補入〕
（部・待）、わか中は浮田のみしめ懸かへて幾度朽ぬ
森のしたはも〔小字補入〕（楓）

二七 いく世つと…わかなかはうき田のみしめかけ
かへていく度くちぬもり森の下葉も／イニ〔「幾世へ
ぬ」歌が続く、その異同は以下で〕（芸）、わか中は
うき田のみしめかけかへて幾度くちぬ森の下もえ
（正・金・学・北）

二八 かきに…垣の（岡）

二九 たえね…しらぬ（作）、こえぬ（岡・資・香・越・

京）、たえぬ（福・祐・伏・群・撰・部・待・楓・

芸）

三〇 かけつと…かけつ、（作・岡・資・香・福・

越・京・伏・部・楓・芸）、かきつと（尊）

三三 勝…ナシ（作・岡・資・祐・伏・群・撰・尊・

右哥雖無指事又無差咎也一番などは

可勝歟

神・部・正・金・学・北

二三ナシ：一（作・香）、親定（岡・祐・伏・群・撰・

尊・正・金・学・北） 二三ナシ：〔集付「新古今」

（香・福・越・京）、〔集付「新古」〕（祐）

三四へにけん：へにける（他本） 三五かひそ：かひ

や（作・岡・資・香・福・越・京・祐・伏・群・撰・

尊・学・北）、かひそや新古今（楓・芸）、かひそや（正・金）

三六夕くれの空：ナシ（北） 三七雖無指事：雖無差

事（福）、さしたる事なしと云へ共（王）、無指事

（群・撰）、イ無指事（金）

三六無差咎也：さしたるとかなくは（作・資・香・

福・越・京・祐・伏・群・撰・楓・金・学・北）、

為差無咎〔なし〕（岡）、無指咎之（王）、無指咎は

（尊）、さしてとかなくは（芸）、さしたるとかなく

（正）

三九などは：ナシ（岡）、はかりは（芸）

三〇は可：いへり（待）